

わが国財務諸表の生成に関する事例研究(補遺・完)

—先駆的な諸株式会社の「考課状」による実証—

久野秀男

総目次

まえがき

この事例研究の梗概

第一部 「提示型」(*proposed type*) 財務諸表
体系の系譜と課題

第二部 「宣言型」(*declared type*) 財務諸表
体系の系譜と課題

第三部 原始商法一部実施以後の変遷と課題

第四部 原始商法の時価評価規定と会計実務の対応(以上、前号までに2分載)

第五部 補遺(*supplement*)

細目次

第五部 補遺(*supplement*)

(その1) Summary: Origin and Development of Corporate Financial Statements, since 1873 in Japan

(その2) 『銀行簿記精法』が決算並びに財務諸表に関する解説を悉く欠いている理由

(その3) 第一国立銀行・第二回(明治七年上半季)「利益金割合報告」(第

七・八号)(本論、第一部・Ⅲ, 3., pp. 41~42)の補訂

(その4) 国立銀行・発生主義損益計算の端緒

(その5) 「国立銀行報告差出方規則附録」の廃止と「雑則」の制定

(その6) 「提示型」(*proposed type*)と「宣言型」(*declared type*): 「計算書類規則」・損益計算書および「商工省・財務諸表準則」(昭和5~9年)・損益計算書の批判

(その7) 第一国立銀行の受(請)合料積立金(皇第九回: 明治十年十二月三十一日、皇第十一回: 明治十一年十二月三十一日)について

(その8) 法定積立金の計算基礎について(第四国立銀行・明治十一年上半季第九回半季実際考課状)

(その9) 日本郵船株式会社の減価償却: 無期償却法から有期償却法へ(第十六期前半年度考課状)

(その10) セメント製造会社(小野田セメント製造株式会社)の資本勘定の形成

(その11) 諸資料目録

第五部 補遺(*supplement*)

(その1) Summary: Origin and Development of Corporate Financial Statements, since 1873 in Japan

Corporate Financial Statements (*the Accounts*) in Japan have been formed under the great influence of "Balance Sheet" and "Profit and Loss and Appropriation Account" introduced from England at the end of 1873. The most remarkable fact here is

that there are *two types* in these Corporate Financial Statements from the first start. In this study, for convenience, we call the one, “*proposed type*” and the other, “*declared type*”. “*Proposed type*” system consists of “Balance Sheet (*pre-appropriated*)” and “Profit and Loss and Appropriation (*proposed*) Account”. And “*declared type*” system consists of “Balance Sheet (*post-appropriated*)” and “Profit and Loss and Appropriation (*declared*) Account.” Both are “*regular-system*” with an ability of adjustment and particularly we can call the latter “Financial Statements for *declaration* of dividends” (Accounting Reports for *declaration* of dividends).

The fact is not the following case; these Corporate Financial Statements were introduced into Japan as “*declared type*”, or *post-appropriated* “Financial Statements for *declaration* of dividends” at the first start, and then divided into a “*regular-system*” with an ability of adjustment as accounting reports for *declaration* of dividends and a “*irregular-system*” without an ability of adjustment.

Any study of social phenomena running in evolutionary terms requires a more or less arbitrary decision as to the point in developing process at which a beginning is to be made (DR. Scott, The Cultural Significance of Accounts, 1931, p. 34). But, in the present discussion, this decision is unequivocal and easy.

The first fully organized corporation in Japan was, as is generally known, the First National Bank which started on July 20, 1873 and its first closing accounts was

December 31, 1873. Each report they made at that time, was based on “Regulations of The Periodical Accounts for National Bank”. And Ministry of Finance inquired about its annex table form and edited at the same time. The Fifth National Bank was opened in Ōsaka at that time (in December 1873).

The “Regulations of The Accounts for National Bank” which was instructed again in September 1876 by Ministry of Finance, was revised in June 1877. And at this time the “legal model” for Financial Statements of National Banks was instituted in an extra number “half-yearly actual Business Report model”. In case of the First National Bank, it was the 8th closing accounts (June 30, 1877).

“National Bank Act” which was approved in August 1872, and declared by the Cabinet as Article 349 in November, revised in August 1876. And after the revision, National Banks which had been only four (the First, Second, Fourth, and Fifth) increased rapidly, and the 153th National Bank opened in a few years in Kyoto.

“Legal model” for Financial Statements of National Banks determined not only system, term, form of their Financial Statements but also had direct influence on the Financial Statements of Yasuda Bank, Yokohama-Shōkin Bank, Nihon Kangyo Bank, and Nihon Bank (Bank of Japan). And it affected also “Bank Act extra number, report model (in 1893)”, “Detailed Enforcement Regulations of Bank Act revised edition, annex model (in 1899)”, and “Detailed Enforcement

Regulations of the Banking Code, annex model (in January 1928)". It is not too much to say that it gave present-day subjects.

Financial Statements' system of a group centering around the First National Bank can be regarded as a "*proposed type*" system. In case of the First National Bank, we don't take a point of view that "*regular-system*" has changed into "*irregular-system*" at the institution of "legal model" (in June 1877). When we inquire the progress of Financial Statements of the First National Bank from the first closing accounts to the 11th, we can't help thinking it "*regular-system*" which has an ability of adjustment as "*proposed type*" consistently.

Especially we make much account of the solution of the process of the First National Bank's closing account (from the first to the 11th). Annually comparison and investigation in this term are particularly important. It is certain that the First National Bank was a test case for the former "legal model". In advance of delivery of "regulation supplement" (December 11, 1877), term, form and system which were perfectly based on the "legal model" were introduced at the 8th closing accounts of June 30, 1877. Moreover, "proposition-style" which seemed to be almost all based on the "legal model" was instructed by Ministry of Finance in December 15, 1875 and it enforced at the 5th closing account in December 31.

This study on "*proposed type*" system (*pre-appropriated*), is based on the following "Business Reports" (the Documents

submitted to the general meeting of shareholders by the directors). We mention the names and their terms here.

First National Bank: from the first closing accounts to the 11th (1873~1878), Fourth National Bank: from first closing accounts to the 10th (1874~1878), Yasuda Bank: from the first closing accounts to the 6th. (1880~1882), Yokohama-Shōkin Bank's Financial Statements (1880~1884), Mitsui Bank's Financial Statements (1880), Nihon Kangyo Bank (1890~1904), and Nihon Bank's legal model of Profit and Loss and Appropriation Account.

There are general corporations which are in a striking contrast to the bank group (including the cases as "Statement of Assets and Liabilities" and "Profit and Loss Account" of Tokyo-Ōsaka Stock Exchange which was under its influence). They are corporations which adopted "*declared type*" system, that is "Financial Statements for *declaration* of dividends" system.

This study on "*declared type*" system (*post-appropriated*), is based on the following "Business Reports".

Nihon-Yūsen Corp.: from the first closing accounts to the 8th (1886~1893), Ohzi-Seisi Corp.: from the first closing accounts to the 39th (1872~1893), Onoda-Cement Corp.: from the first closing accounts to the 16th (1882~1893).

Commercial Code of Japan (established in March 1890, enforced partly in July

1893) gave the commission for a appropriation of surplus to the general meeting of shareholders, so it pressed “*declared type*” system for a drastic reform, and also brought confusion and puzzlement on the understanding of “*proposed type*” system.

This study which resolves these day’s circumstance, is based on the following materials. They are “Business Reports” and “Regulations”.

Nihon-Yūsen Corp.: from the 8th closing accounts to the second-10th (1893~1895), Ohzi-Seisi Corp.: the 39th closing accounts, 1893, Onoda-Cement Corp.: from the 13th. closing accounts to the 17th (1887~1893), Bank Regulations of Bank Act, Detailed Enforcement Regulations revised edition, Mitsui Bank, Nihon-Life-Insurance Corp., and Others.

Lastly, I’ll give you examples of six cases how accounting practice at that time reacted and coped with the regulation of “market-value appraisal to property”, that is article 32 of the Commercial Code of Japan which enforced partly in July 1893. They are the case of Banks, Railroads, Nihon-Yūsen Corporation, Onoda-Cement Corporation, and Mitsubishi Limited Partnership.

This study is based on the following materials.

Commercial Code of Japan (1890), Legal Model of Business Reports for Banks (1889, instructed by Ministry of Finance), Accounting Regulations for Official-Railroads (1890, a Im-

perial Ordinance), Accounting Code for Private-Railroads (1900), Accounting Regulations for Light-Railroads (1910, by the Cabinet as Article 14), Accounting Regulations for Local-Railroads (1919, by the Cabinet as Article 14), Nihon-Yūsen Corp.: the 8th closing accounts (1893), Onoda Cement Corp.: the 17th closing accounts and the 18th (1893, 1894), Mitsubishi Limited Partnership’s Account-Book model (1893), Nihon Kogyo Bank: from the second closing accounts to the 6th (1902~1904), Nihon-Life-Insurance Corp.: from the second closing accounts to the 24th (1898~1912).

Commercial Code of Japan in 1890. Chapter IV. Trade Books.

32.

Traders, on commencing business operations and also within the first three months of each subsequent year, and partnerships with limited liability and joint-stock companies, on commencing business operations and also at the end of each business year, are bound to make out a complete inventory of their property, both movable and immovable, as well as a balance-sheet showing their assets and liabilities, and to enter and sign both in a book specially kept for such purpose.

In preparing the inventory and balance-sheet, all merchandise, claims, and other property are to be estimated at the then ruling quotation or market value. In the case of claims the satis-

faction of which is doubtful, a deduction corresponding to the probable loss is to be made, and claims upon which nothing is recoverable are to be written off for their full amount.

（その2）『銀行簿記精法』が決算並びに財務諸表に関する解説を悉く欠いている理由

わが国で最初の複式簿記書、『銀行簿記精法』（全五巻、大判の和装本、定価金匁五拾七銭五厘）が、明治6年（季）12月に大蔵省から出版された。この月は、第一国立銀行の第1回決算であり、また、第2番目の国立銀行である第五国立銀行が大阪（坂）に開業した。

世に知られること遍く、読まれることの甚だすくないこの簿記書について、筆者（久野）はかつて、本誌の第6巻第1号に『銀行簿記精法』と第四国立銀行「資料」との比較吟味」と題する拙稿を發表したことがあるが、昭和44年（1969年）6月のことで、ひと昔以上も前の話になる。

第五部（その2）の課題の究明にあたり、まず、『精法』を再読し再検討することからはじめようと思い立った。

『精法』は、実に周到に作られた銀行会計における記録（帳）のマニュアル（便覧、手引き）である。これが筆者（久野）の率直な所感である。同時期に公刊された『帳合之法』（明治6年7月、同7年7月刊、慶応義塾出版局、福沢諭吉訳）が、周知のように『ブライヤント・ストラットン簿記書』の Common School Edition（初級版、1871年）の訳書であり、典型的な簿記入門の「テキスト」（教材）であるのと好対照をなしている。実務のマニュアルと学校のテキストとではこうも様子が違うという好見本である。

『精法』第一巻の冒頭には、現在の簿記書等にも時として引用されることのある紙幣頭従五位芳川頭正の序文がある。明治六年八月十三日付である。「天下ノ事会計ヨリ重キハナシ……」にはじまるこの有名な序文中にも、『精法』の主旨とそれに関連した内容をうかがうに足る文章がみえている。一部を引用してみよう。

「聞ク英人暹度ナルモノ善ク銀行ノ事務ニ通セリト果シテ然ラハ速カニ正院ニ稟請シテ之ヲ紙幣寮ニ備招シテ銀行ノ事ヲ助ケシメシニハ若カスト是ニ於テ乎予其志ヲ継キ先ツ暹度ヲシテ銀行計算ノ簿冊書式ヲ草定セシメ其簡易ニ失スルモノハ之ヲ増補シ其煩冗ニ過ルモノハ之ヲ削正シ傍ラ他書ニ就テ凡例ヲ編入シ簿冊書式始テ完備スル事ヲ得タリ」

「他書ニ就テ凡例ヲ編入シ」とあるのは、この序文につづく福地源一郎の序文、関連図表の次に掲示された「凡例」のことで、全文で三十二丁におよぶ。この「凡例」の次に英人啊爾噠 暹度の「謹テ 芳川紙幣頭閣下ニ白ス」があり、それ以後は、「第一類 書体第一 会議要件録」にはじまる「簿冊書式」つまり簿冊の雛形とその解説である。「暹度ヲシテ銀行計算、簿冊書式ヲ草定セシメ」とあるのは、このことであり、第一巻の大部分から、以下第五巻にまで及ぶ大きなものである。

「凡例」では、複記入の方法がまず当座預金の取引で解説されているが、とくに第二丁の末尾にある次の記述が注目される。

「但簿記法ニ於ハ日締帳日記帳杯云フ他ノ簿冊アリテ初メ先ツ此等ノ簿冊ニ記シ追テ元帳ニ転記スル事ナリコハ本篇ヲ觀テ知ルベシ」

何でもないような記述であるが、重要な意味をもつ。

本篇に示されている日記帳、増補日記帳および日締帳は、一種の複合仕記帳（制）である。増補日記帳は当座預金取引の専用の日記

帳であり、日締帳は為替出店取引中の未済勘定を仕訳する帳簿である。日記帳から総勘定元帳に転記し、増補日記帳からは日記帳を経由して総勘定元帳に転記し、日締帳からは直接総勘定元帳に転記する。

これらの極めて特徴的な複合仕訳帳（制）については、悉く「本篇ヲ観テ知ルベシ」と甚だ暢気なことをいっているのである。

ということは、同時にまた、後世、シャンド簿記と称され、その中核をなした「現金式仕訳法」（cash journal system）についても、この「凡例」ではまったく言及していないという事である。これでは、この「凡例」が、重要なところで「本篇」とはかかわりが無いとされてもいたしかたなかろう。「凡例」の主旨は何であるのか、甚だ心もとないことになる。簿記の一般を論じ、簿記上の貸借の本義を擬人説で解説し、銀行取引を事例として論じあるいは業務にかかわる諸証書類の解説をしてはいるが、これだけでは、「本篇」の銀行簿記の課題とは直接何らの脈絡もないことになる。

「謹テ 芳川紙幣頭閣下ニ白ス」のシャンドの建白文中にも、「銀行ニ適当ト思考スル諸帳面書体及ヒ申達書ヲ製作シ謹テ閣下ノ閲覽ニ供ス」とあるように、「銀行ニ備ヘ置クベキ諸帳面ノ組立方」を示したものが「本篇」の内容である。

この建白文の次に、「銀行簿記精法巻之一」というタイトルがみえているのである。「凡例」三十二丁とは完全に切り放された形で、ここから「本篇」の第一丁がはじまる。

諸帳面は、「第一類 取締役並ニ株主 処分書留ノ諸帳面」、「第二類 株数規則取極方ニ用フル諸帳面」および「第三類 銀行本務ヲ掲載スル諸帳面」に分類してあり、第一類・書体第一会議要件録にはじまり、第三類・書体第六十出店元帳差引残高記入帳におわる。日記帳は書体第三十三、増補日記帳は書体第

三十二、日締帳は書体第三十九、総勘定元帳は書体第四十三である。

記録（帳）のマニュアルとして、まさに完璧である。

なお、『精法』の巻之一、第一類・書体（株）第一「会議要件録」の定会要件録には、「定式集会ニテ通常取扱フ事務ハ報告書差引正算書割賦金報告書取締役退職ノ節代役撰任ノ事ナリ定式集会ニテ用フル報告書ノ書体ハ頃日香港ニ於テ発行シタル報告書ノ写一枚（書体第二）ヲ以テ貴覽ニ供ス」とある。

つまり、決算財務諸表の様式（書体）については、先頃、香港で発行したものの写しを、参考のためにおめにかけるというのである。

「書体第二」には、香港上海銀行の考課表が引用されており、「利益処分前貸借対照表」（Balance Sheet, *pre-appropriated*）と「利益処分（提示）計算書」（Appropriation Account, *proposed*）とが添付されている。前者を「身代及ヒ負債ノ抜書」、後者を「損益勘定書」と称した。

英国系銀行においては、Detailed Profit and Loss Account と Published Profit and Loss Account の二種があり、前者が「損益および利益処分計算書」、後者が「利益処分計算書」であることは、すでに「本論」でのべた。また、「提示型」（*proposed type*）と「宣言型」（*declared type*）の二種の財務諸表体系があることも、すでに「本論」でのべた。

この銀行は「提示型」の体系をとり、かつ Published Form を採用したのである。

その実況を46頁に紹介する。

書体第二

香港上海銀行 一千八百七十二年八月十四日水曜 日香港町会所ニ於テ興行スル定式集 会ニ列席セル総株主ヘ前半ニ取扱
--

ヒシ銀行事務ノ各件ヲ取締役ヨリ示
ス所ノ第十四号報告書

当銀行庶務ノ紀事並ニ去ル第六月廿九日
マテ前半年締上ノ差引正算書ヲ各位ノ貴
閱ニ備フルモノナリ

右前半年間ノ正味利潤ヘ前々ノ勘定繰越
額一万八千三百四十弗十八錢ヲ加ヘ此内
ヨリ諸雑費並ニ払フベキ利足ノ諸勘定ヲ
差引キ貸金ノ滞リ及ヒ無思束分ノ預備等
ニ至ルマテ引去リ其残金額四十一万五千
八百十四弗二十九錢トナリ此中ヨリ日限
未滿払ノ利息割戻シヲ預メ引去リ及ヒ取
締役ノ給料ヲモ引去テ真ノ残高三十九万
二千八百二十六弗二十一錢トナリタリ右
残金額中ヨリ総入金済ノ株ニハ毎株七弗
五十錢宛新株ニハ毎株六弗宛ノ割賦金ヲ
分配スルモノナリ即チ半年六分ノ割合ニ
テ此ノ金額二十七万弗トナル右総差引ノ
残金額十二万二千八百二十六弗二十一錢
トナリタリ此残金額ハ全年事業ノ結局ヲ
見ルマテハ暫ク之ヲ支用セスメ後半年ノ
新勘定ノ貸方ノ部ニ繰越サン事ヲ披露仕
候

前半年ノ結局ハ取締役等テ甚満足ニ存候
隨而当銀行ノ引続キ繁榮ナルヲ株主各位
ニ祝シ候也

月賦入金ノ事

新株數一株ニ付二十五弗宛ノ最後第五回
ノ月賦入金株總數二万ノ中一万九千八百
五十文ケハ既ニ入金アリタリ残株數モ不
日ニ入金アル事ハ懸念無之候

一弗紙幣發行ノ事

香港中ヘ一弗紙幣發行ノ義ヲ取締役ヨリ
願出候処知事閣下ヨリ既ニ免許アリタリ
因テ不日右紙幣ヲ發行セント用意ニ取掛
リ居候

取締役進退ノ事

「アール、ロウエット」氏「ゼー、メン
ク」氏「ウキルレム、レーメン」氏ノ三
氏当地出立ニ付退任セリ右ノ内二氏ノ代

任トシテ「ウキルレム、エッチ、フアル
ブス」「エッチ、ビー、レーメン」ノ両
氏ヲ撰挙致候

於香港一千八百七十二年第八月六日

頭取

テーバイク

香港上海銀行

株主各位

御中

問題は、この香港上海銀行の財務諸表が、
あくまで参考資料にすぎず、『精法』で解説
した本篇の記帳とは、何の脈絡もないことで
ある。『精法』には、決算の手続も、まったく
述べられていないのである。

『精法』に、決算並びに財務諸表に関する
解説を悉く欠くのは何故か。答えは簡単であ
る。大蔵省（監督者は紙幣頭、後に大蔵卿）は、
第一国立銀行に対して、直接、「諭達」（御達）
しているのである。「本論」の第一部・Ⅱの
3.《国立銀行統一財務諸表制への道》の要旨
をまとめ、かつ、それぞれの時点における国
立銀行の実況を示すと、次のとおりである。

明治6年12月24日に、「毎月實際報告」
（第一書式）、「半季實際報告」（第二書式）、考課
状（書式ナン）、「半季利益金割合報告」（第五
書式）、その他の「平均高報告」等に関する
「紙幣寮ニ上呈ノ規則」、つまり、「国立銀行
定期報告差出方規則」を、第一国立銀行に諭
達（通達）している。この月の31日が同行の
第一回決算であり、当時営業の国立銀行は、
同行だけであった。

明治8年11月24日に、「本店毎月實際報
告計（譯）表改正方」の諭達があり、さらに、
同年12月15日に、「半季實際報告計表の当
半季分の差出方」が諭達された、同月31日が
同行の第五回決算であり、当時営業の国立銀
行は、第五（大阪、後に東京）、第四（新潟）お
よび第二（横浜）の各国立銀行が加わり、計

書錄第二

香港上海銀行ノ身代及ト負債ノ拔書				一千八百七十二年 第六月廿九日			
借方		貸方					
七〇九五八〇〇七四	正金及此金	四五〇〇〇〇〇〇〇	株金入金済高				
二五七七五五二四三	公債証書	二五〇〇〇〇〇〇〇〇	世言入金額一様目				
一〇七二一四七五七三	割引手形及貸附金証書	二〇〇〇〇〇〇〇〇〇	新株入金額一様目				
二五六九八三五八九三	入金銀行手形	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇	貯蓄金				
八〇二〇九七二	銀行購得家作及地所	一五二二五三四四	流通紙幣				
七一五五三三八	家什	一三七三三八八一八二	預り金				
		二五〇八三七二〇七七	仕拂銀行手形				
		四一五八一四二九	損益勘定				
總計		總計					
四六二四四九五〇九二		四六二四四九五〇九二					
香港上海銀行損益勘定書				一千八百七十二年第六月廿九日			
借方		貸方					
三三九八八〇〇八	利潤中引去ノ高	一八三四〇一八	不毛年第三月第三				
一〇〇〇〇〇〇〇	取銷役給料		日利潤金割賦額				
一三九八八〇〇八	日限未割賦金	三九七四七四一一	不毛年第六月第九				
二七〇〇〇〇〇〇〇	割賦金割賦額		諸般金積利金				
一五〇〇〇〇〇〇〇	入金未割賦金		不毛年第六月第九				
一三〇〇〇〇〇〇〇	所積割賦金		月間正味利潤高				
一三二八二六三一	割賦金殘高次々年繰上						
	繰上額						
總計		總計					
四一五八一四二九		四一五八一四二九					
貯蓄金							
一〇〇〇〇〇〇〇〇〇	不毛年第六月第九	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇	不毛年第六月第九				
	支配ノ概頭	ザイムバルーグ					
	計算方	マツ、スミス					
本店諸帳面諸証書並ニ出店報告書等比較検査候察前書ノ通り相違無之候也							
	計算検査役	バイライリー					
		云々々々々々々					
香港上海銀行							
株主各位							
御中							

4行であった。

明治9年7月7日に、「半季決算ノ方法」につき論達があった。同年12月31日が同行の第七回決算であり、当時営業の国立銀行は、この月に開業の第三（東京）国立銀行を加えて計5行であった。

明治10年6月に、「国立銀行報告差出方規則」別冊・「半季実際考課状雛形」（法定雛形）が制定された。この月30日が同行の第八回決算であり、この年のうちに国立銀行の数は、23行増加して計28行となり、さらに、翌明治11年中に98行、明治12年中に27行、それぞれ増加して、計153行（第百五拾三国立銀行、京都）となった。

『精法』に、参考のために例示された「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」および「香港上海銀行損益勘定書」は、ともに、国立銀行の財務諸表の体系、構造、様式および用語等にまったく何の影響ももたず、金輪際、何のかかわりもなかったのである。それで参考資料になったのか、と反問されれば、自ら否定的な答えを用意せざるを得ない。

（その3） 第一国立銀行・第二回（明治七年上半季）「利益金割合報告」（第七・八号）
（本論、第一部・Ⅲ、3., pp. 41~42）の補訂

明治7年上半季の決算にみられる「半季実際報告」（「利益処分前貸借対照表」、Balance Sheet, *pre-appropriated*）および「半季利益金割合報告」（「損益および利益処分（提示, *proposed*）計算書」）は、この回の前後で明治10年6月の「法定雛形」以前の同行の財務諸表と比べて、ユニークな存在であった。

まず、「半季実際報告」についてみると、「負債および資本の部」の末尾は、「純益金」という名称の処分可能利益、つまり、現今の「当期未処分利益（未処分利益剰余金）」を報告しているのであるが、この回（季）に限って、「前半季繰越」27,362円4銭と「純益金」130,782円62銭との両者を並記している。「純益金」については、その内訳金額欄に、別段積立金以下の処分予定（提示）項目を記載しているが、「前半季繰越」については、処分子定（提示）項目の記載はない。このあたりも、なかなかユニークである。

他方、「半季利益金割合報告」はどうか。

半季利益金割合報告（第七号）の構造

<u>本支店別損費</u>	前半季繰越	27,362・04	
<u>抵当金</u>	<u>本支店別収益</u>		
<u>賞与金</u>			
差引残純益金	130,782・62		
	(158,144・66)		
<u>前半季繰越</u>	前半季繰越	27,362・04	
旧株割賦金	27,361・368	当季純益金	130,782・62
後半季繰込	・672		
	27,362・04		
<u>当季純益金</u>			
別段積立金	15,756・94		
旧新株割賦金	81,250		
後半季繰込	33,775・68		
	130,782・62		

半季利益金割合報告（第八号）の構造

諸入費	前半季繰越高	27,362・04
損失	利 益	
利息払		
諸抵当金		
純 益 金		
一株＝付五円二十三銭一厘ノ割合		
別段積立金	15,756・94	
割賦金 _旧 ＝付 _新 一株＝付三円二十三銭ノ割合	81,250	
後半季繰込	33,775・68	
前半季繰越 _旧 株＝割賦一株＝付一円十二銭一厘ノ割合	27,361・368	
後半季繰込	・672	

半季実際報告

純 益 金		×××
別段積立金	×××	
割 賦 金	×××	
後半季繰込	×××	
		×××

半季利益金割合報告

差引純益金		×××
比 較 総 計		×××
別段積立金	×××	
割 賦 金	×××	
後半季繰込	×××	

その第七号（株主総会提出用と推定される）と第八号（大蔵省提出用と推定される）との構造は、それぞれ、前頁末尾に対照したようになっている。構造図並びに両報告の実況は、前稿の本論 38 頁から 41 頁に掲示してあるが、構造図のみを本頁最上段に再録する。

第七号の構造図の左上、「差引純益金」130,782・62(158,144・66)とあるところをまず御注目いただきたい。カッコ内書の金額は、本稿で新たに書入れた訂正部分である。

もう少々解析を補足した上で、改訂したい。前稿の本論 41 頁および 51 頁の記述の一部には、筆者の誤解があったので。

「半季実際報告」では、「純益金」という名称の「当期末処分利益」を「負債および資本の部」の末尾に報告し、また、「半季利益金割合報告」では、「前半季繰越」をふくむ収益側の合計から、損費側の合計を控除して、損費側の末尾に、「差引純益金」という名称の「当期末処分利益」を報告する。「前半季繰越滞貸低当」があれば、収益側の加算項目となる。いずれにしても、「差引純益金」は、「当期末処分利益」であり、その金額を「総計」欄（本金額欄）に報告して締切り、処分予定（提示）項目は、その下に「金額」欄（内訳金額欄）に記載する。

明治 10 年 6 月の「法定雛形」以前は、この回を除き、例外なく、一貫して以上のとおりであり、構造図で示すと本頁最上段のとおりであった。「当半季純益金」という用語ないしカテゴリーは、いっさい用いなかった。

第二回の両報告の構造が、その前後のものときわだって異なっていることは以上で明白である。

その相違は、何に由来するのか。すでに前稿で述べたように、「前半季繰越」27,362 円 4 銭をもって、旧株式の割賦金に充当すること、いいかえれば、新株式に対しては、「前半季繰越」を財源とする配当はいっさい行わないとする取締役会の方針（提案）に沿った工夫である。当半季純益金 130,782 円 62 銭を財源とする配当は、旧新両株式について行なわれる。

以上の主旨を鮮明にするために、前掲の構造図を組替えて示すと、次のとおりである。

半季利益金割合報告（第七号）の構造（組替）

本支店別損費	前半季繰越 27,362・04
差引残純益金 158,144・66	本支店別収益
旧株割賦金 27,361・368	前半季繰越 27,362・04
後半季繰込 ・672	
別段積立金 15,756・94	当半季純益金 130,782・62
旧新株割賦金 81,250	
後半季繰込 33,775・68	
	(158,144・66)

配当財源（前半季繰込）と旧株割賦金とが紐付になっている（紐付にしたい）という主旨を、半季利益金割合報告で開示しようとすれば、こうなるのだろうか、その主旨を考課状本文で説明すれば充分であるとするのなら、利益処分（提示）計算の部分は、こうもごたごた

しなくてすむ。すなわち、次のとおりである。

別段積立金 15,756・94	純 益 金 158,144・66
旧新株割賦金 108,611・368	(当期末処分利益)
後半季繰込 33,776・352	

前稿の本論 41～42 頁で引用した「半季 実
際考課状」本文の記述がある以上、「半季利益
金割合報告」で、慣例とは異なる構造、用語
を使ってまで、ごたごたと、取締役会の主旨
（前半季繰越を紐付き財源とする旧株配当）を開
示・報告（並びに提示）する必要もあるまいと
思われる。以上が「補足」である。

以下は、訂正（修正）である。筆者（久野）
は、前掲の第七号構造図の作成に際して、用
語のまぎらわしさが手伝って、「差引純益
金」158,144 円 66 銭（前掲のゴチック体で示し
たもの）とすべきところを、130,782 円 62 銭
とした。間違いの種はここにあった。この
130,782 円 62 銭は、この報告のいう「当半
季純益金」の金額であった。この報告のいう
「当半季純益金」なるものは、この回の前後
にみえている「両報告」の「純益金」ないし
「差引純益金」という名称の「当期末処分利
益」ではなく、「前半季繰越」27,362 円 4 銭
を含まない本来の「当季の純益金」である。
この回にだけ用いられたこの「当半季純益
金」という用語にまどわされた。

この誤認は、筆者（久野）の深読みという
か、思いすごしを生んだ。それが前稿の「も
ぐりこみ」論である。「差引純益金」を
130,782 円 62 銭としたために、つまり、この
金額を「純益金」ないし「差引純益金」とい
う名称の「当期末処分利益」と誤認したがゆ
えに、前半季繰越 27,362 円 4 銭は、「差引純
益金」と誤認した「当半季純益金」130,782
円 62 銭の金額に「ふくまれ」・「もぐりこ
ん」でおり、また、前半季繰越を財源とする
「旧株割賦金」27,361 円 36 銭 8 厘および「後
半季繰込」67 銭 2 厘も、それぞれに、「旧新
株割賦金」81,250 円 および「後半季繰込」

33,775 円 68 銭の金額に「ふくまれ」・「もぐ
りこんで」と解釈しなければ、話の辻褄
が合わないと考えたのである。これは、誤認
であり、考えすぎであった。

（その 4） 国立銀行・発生主義損益計算の端 緒

第一国立銀行創業期の「半季 実 際 報 告」
（Balance Sheet, *pre-appropriated*）の負債の
部の「抵当金」をみると、極めて注目すべき
項目が目につく。第一回決算（明治六年下半
季）以来の実況を掲示する。

抵 当 金（第一回：明治 6 年 12 月 31 日）		
	円	円
滞貸抵当	—	
利戻抵当	—	
仕払未済割賦金抵当	—	
仕払未済賞金		19,161・10

抵 当 金（第二回：明治 7 年 6 月 30 日）		
	円	円
滞貸抵当	17,930・00	
利戻抵当	5,000・00	
仕払未済割賦金抵当	22・50	
仕払未済賞金	26,786・80	49,739・30

抵 当 金（第四回：明治 8 年 6 月 30 日）		
	円	円
滞貸抵当	80,000・	
利戻抵当	—	
仕払未済割賦金	—	
仕払未済賞金抵当	17,782・62	
仕払未済利息抵当	17,000・	114,782・62

（第五回：明治 8 年 12 月 31 日）		
半季実際報告・貸方（資産の部）		
	円	円
補正勘定		6,967・946

第三回決算（明治七年下半季）については、
資料が欠落して不明である。

第五回決算（明治八年下半季）に至って、「補
正勘定」が登場し、第六回決算（明治九年上
半季）、第七回決算（明治九年下半季）、第八回

決算（明治十年上半季）、第九回決算（明治十年下半季）、第十回決算（明治十一年上半季）、および第十一回決算（明治十一年下半季）に引継がれている。補正勘定による決算方式の廃止は、明治15年1月9日の通達であった。前稿の本論57頁を参照されたい。

滞貸抵当は、半季実際報告(Balance Sheet *pre-appropriated*)においては「貸倒引当金」に相当し、半季利益金割合報告(Profit and Loss and Appropriation Account, *proposed*)においては「貸倒引当損(貸倒引当金繰入)」に相当する。科目名称は両報告で共通である。

利戻抵当は、後の銀行法の法定科目にそくしていえば、半季実際報告においては「未経過割引料その他」(負債)に相当し、半季利益金割合報告においては「未経過割引料その他戻入」(収益の控除)に相当する。科目名称は両報告で共通である。

仕払未済割賦金抵当は、半季実際報告における「未払配当金」に相当し、仕払未済賞金は、「未払役員賞与金」に相当する。

仕払未済利息抵当は、半季実際報告においては「未払利息」に相当し、半季利益金割合報告においては費用としての「支払利息」の追加に相当する。

このように、利息の受払につき、前受利息分の収益控除および未払利息分の費用追加の調整を行なっているのである。

「補正勘定」の廃止、現金主義損益計算への傾斜、大正5年6月改正銀行条例の施行に際しての「未収収益(未収利息)不計上の原則」(行政指導)とその顛末、並びに昭和41年12月蔵銀第1638号「貸付金未収利息等の経理方式の改訂およびこれにともなう報告書類の改正等について」および昭和42年9月蔵銀1507号「銀行経理基準について」の統一経理基準の実施による銀行発生主義損益計算の確立については、前稿の本論58頁を参照

されたい。

なお、「補正勘定」による決算方式の廃止の経緯については、本論57頁で紹介したように、「簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介」となるとし、具体的には、その極端なケースとして、「反弁ノ途既ニ絶タル滞貸金等ノ利子ヲ精算シテ彼ノ『補正勘定』ニ振替収益ニ立ル等」の弊害を示した。

時が移り年が変わって、大正5年6月、「未収収益(未収利息)不計上の原則」と称された大蔵省の行政指導は、まったく同じ主旨のものであった。

当時、東京銀行集会所が編集した『質疑応答速記録』から関係箇所を抜書しておこう。

質 疑 応 答

○問 唯今ノ未収利息ノ項ニ付テ伺ヒマス。未収利息ハ私等ノ解釈デハ期間ノ到達シタトシナイトニ拘ラズ、利息ヲ支払ハナイ場合ト云フ意味ニ解釈シテ居リマシタガ、ソレヲ狭義ニ解釈シテ期限ノ到達シタル場合ノ利息ト云フ風ニ大蔵省デ御解釈ニナツタト云フコトハ銀行トシテハ非常ニ便利デアルト思ヒマス。ソレニ類似シタルモノデ未収利息ト云フモノガアルノデス。ソレハ未払利息ヲ、債務ノ期限ノ到達シタル場合ノ未払利息ト云フコトニ解釈ヲシマスナラバ、未収利息モヤハリ債権ノ期限ノ到達シタルモノデ未ダ利息ヲ受取ラナイモノガアリマス。其場合ニハソレヲ何処ニ出シマスカ。未払利息ヲ出スナラバ未収利息モ出サナケレバナラヌト思ヒマスガ、ソレハ未払利息ノ中カラ控除シテ金額ヲ出スノデアリマス。或ハ茲ニ未払利息ト云フハ、単ニ未払利息ノミヲ出シテ、貸借対照表ニハ新タニ未収利息ト云フ項目ヲ設ケルノデアリマス。チヨツト伺ヒマス。

○答(菅谷属) 唯今ノ御話ノ御趣意ハ斯

ウ云フ御趣意デアラウト御察シ申シマス。期限ノ到達シタ未払ノ利息ヲ負債ノ方ニ立テル以上ハ、資産ノ方ニモヤハリ期限ノ到達シテマダ取立ヲ了セス利息ヲ資産ノ方ニ掲ゲテ然ルベキデアルト云フヤウナ風ナ御趣意デアラウト思ヒマス。ソレハ理論トシテハ、既ニ期限ノ到達シタ利息ハ、ヤハリ債権トシテ計上シテ差支ナイト云フコトニナルカモ知レスト思ヒマス。併シ未収利息ト云フモノノ主ナルモノハドウ云フモノデアルカト云フト、滞貸金ノ利息ガ未収利息ノ大部分ヲ占メルト思ヒマス。中ニハソレハ一日二日ノ事デ払ヘルト云フモノモアルカモ知レスト思ヒマスガ、併シ未収利息ガ溜ツテ来ル主ナルモノハ、滞貸ニ附属スル利息デアルト思ヒマス。其利息ハ理屈上カラハ債権カモ知レヌ。併シ此債権ハ終始銷却シテ参ラナケレバ実価ノ有ル債権デハナイト思フノデアリマス。シカシ其銷却ノ手続ハ怠リ易イモノデアリマシテ之ヲ資産ニ計上シマスルノハ銀行ノ確実ヲ保ツ上ニ於テ穩当デナイモノダラウト思ヒマス。ソレデアリマスカラ、ソレハ歡迎ハシマセヌノミナラズ、書式（久野注・銀行条例施行細則附属雛形）ニハソレデ出シテ居リマセヌ。

○問 唯今ノ滞貸ノ場合ノ利息ト云フモノハ書イテハイカスト云フ御考ハ御尤ダラウト思ヒマスガ、シカシ営業期ノ満期ト云フノハ大抵六月三十日トカ十二月三十一日ト云フコトニハナツテ居リマスガ其場合ニ僅カドウカシタ場合デー一日二日ノ相違ト云フコトガ、未収利息ノ非常ニ大ナル部分ヲ成ス場合ガアリマス。ソレヲ総テ滞貸ナンカノ場合ニ、未収利息ハ多クノ場合滞貸ノ利息デアルト云フ理由ノ下ニ一概ニ排斥サレマスト、銀行トシテハ貸借対照表ヲ作ルノニ非常ニ影響スルノデアリマス。先ノ項目ノ所ニ、未払

利息ノ中カラ未収利息ヲ控除シテ書クトカ云フコトハ大シタ問題デハアリマセヌガ、貸借対照表ノ中ニ未収利息ヲ入レルトカ入レストカ云フコトハ、其期ノ決算ニ影響ヲ及ボスノデアリマスカラ、其理由ノミデ書イテハイカスト云フコトニナリマスト甚ダ困ルノデアリマスカラ、モウ少シ精シク御説明ヲ願ヒマス。

○答（青木課長） 唯今第一銀行ノ御尋ネニナリマシタコトハ誠ニ御尤デアルト思フノデアリマス。唯ダ申上グルマデモゴザイマセヌガ、銀行条例ニ致シマシテモ、又施行細則ニ致シマシテモ、総テ是等ノ様式ト申シマスルモノハ、日本全国総テノ銀行ニ適用セラルベキモノデアリマシテ、此条例ノ適用ヲ受ケマスル銀行ニハ、余程悪イ銀行モアルト云フコトハ御考ヲ願ハナケレバナラスト思フノデアリマス。未収利息ヲ資産トシテ御計上ニナルコトガ悪イト云フコトハ強イテ申上ゲマセヌ。先程モ申上ゲタヤウニ、貸借対照表ニ書キマシタ科目ハ、之ヲ以テ大蔵省ハ尽シテ居ルト考ヘテ居ルノデハゴザイマセヌ。類似シタルモノガアリマスル場合ニ於テハ、御上ゲニナツテモ差支ナイト云フコトハ先程モ申上ゲタ通りデゴザイマス。大蔵省ハ是ハ從來モ今後モ少シモ変ラナイノデアリマスガ、未収利息ト云フモノヲ資産ニ御計上ニナルコトヲ成ルベク止メテ貰ヒタイト云フコトノ方針ヲ採ツテ居リマスノハ、主トシテ不良銀行監督ノ趣旨ニ出テ居リマスルノデアリマシテ、不良銀行ニ於キマシテハ、ソレハ成程法律上ノ弁済期ハ到達シテ居ルニ違ヒナイト思ヒマス。シカシナガラ全ク取レル見込ノナイヤウナ金額ヲ未収利息トシテ計上致シマシテサウシテ資産ヲ膨ラシテ配当ヲスルト云フヤウナコトガ屢々アルモノデアリマスカラ、サウ云フモノヲ恐レマスルガ故ニ大蔵省ハ從來

未収利息ト云フモノハ成ルベク貸借対照表ニ御出シニナラヌコトヲ希望スルト云フコトヲ一般ニ申上ゲテ居ルノデアリマス。確實ナル銀行ニ於カレマシテ確實ニ取レル所ノ見込アル未収利息ヲ御出シニナルト云フコトニ附キマシテハ、大蔵省ハ少シモ心配スベキ理由ハナイト云フコトハ御説ノ通り、私モ左様ニ考ヘルノデアリマス。唯ダ大蔵省トシテ未収利息ト云フモノヲ書ク方が宜イノデアルト云フコトヲ、一般ニ日本全国ニ行亘ルヤウ申上ゲルコトハ不良銀行ヲ監督スル上ニ於テ悪影響ヲ及ボシハシマイカト云フコトヲ恐レマスル故ニ、大蔵省ハ從來モ今後モ同ジヤウニ、未収利息ハ成ルベク御書キニナラスヨウニ願ヒタイ、御書キニナルコトヲ歓迎シナイト申シテ居ルノデアリマス。ソレ以上ノ御判断ハ各自ノ銀行ニ於テ御決定ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○問 能ク分リマシタ。其言外ノ意味ヲ味フコトニ致シマス。(傍点久野)

この第一銀行側と大蔵省銀行課責任者との質疑は、未収利息問題をめぐり銀行会計における保守主義の経緯並びに問題の本質を知る上で、まことに興味のあるやりとりである。

とくに、次の諸点は注目に値する。

(イ) 銀行の監督機関である大蔵省当局者は、滞貸金によって生じている未収の利息を計上する当時の悪弊に鑑み、不良銀行監督の主旨によって、いわゆる「未収利息不計上」の建前を堅持しようとしていること。かつての「補正勘定」の廃止の主旨とまったく同じである。

(ロ) 期限の到達している貸付金利息等の未収分、すなわち、債権化している未収入利息つまり会計上の「未収金」の資産計上は、なるべく差控えてもらいたい、優良銀行については、必ずしもこれを強制するものではないこと。

いこと。

(ハ) 利息未収入分について、(a)滞貸に付帯して生じている利息の未収入の場合、(b)利息約定期限(利息受取日)が到来しているのに取立のすんでいない利息の未収入の場合、(c)「発生利息」(accrued interest)の未収入の場合、つまり、決算日には未だ利息約定期限が到来しておらず利息受取日は次期であるが、決算日までの経過日数に相応する契約上の推定利息が時間の経過とともに発生し累積している利息の未収入の場合、これら三者が同一次元で未整理のまま混交した形で議論されており、とくに、上の(b)と(c)との区別は、会計理論上重要な意味をもっているにもかかわらず、必ずしも十分に認識されておらず、問題の所在も殆ど意識されていないこと。

(その5) 「国立銀行報告差出方規則附録」の廃止と「雑則」の制定

明治六年十二月「国立銀行定期報告差出方規則」を制立したこと、明治九年九月に「国立銀行報告差出方規則」を制定し、明治十年六月にその一部を改正するとともに、各国立銀行に対して「半季實際考課状雛形」を交付したこと、さらに、同年十二月に、該規則の不備を補うための「附録」を各国立銀行に下付したこと、以上を「本論」で述べた。

この「国立銀行報告差出方規則附録」は、すでにのべたように、国立銀行の統一財務諸表制度の確立に、直接寄与したものではない。統一財務諸表制度の確立をもたらしたものは、前出の「半季實際考課状雛形」である。従前の研究では、この点があいまいであり、あるいは、「雛形」と「附録」とが混同されている場合もみうけられる。

この「附録」は、3年後の明治十三年十二月に「国立銀行報告差出方規則」の一部が改正された際に廃止され、「雑則」と交替してしまうのである。

以上のような事情に鑑み、ここでは、あえ

て煩を厭わず、「附録」並びにこれに代った「雑則」の全文を引用・紹介しておこう。

国立銀行報告差出方規則附録

- 一 報告表へ記載スル数字ハ都テ洋字ヲ以テシ千位ト百位ノ間竝ニ百万位ト十萬位ノ間「コンマ」（即チ・符）ヲ置クヘシ又摘要内ニ金額ヲ掲ルトキハ「コンマ」ノ外ニ円位ト十銭位トノ間ニ「ペリョード」（即チ・符）ヲ置クヘシ
- 其 例
5, 678, 903. 250 即チ五百六拾七萬八千九百參円貳拾五銭
- 一 報告表ニ記入スル金高ハ都テ厘位留トシ其空位ナルモノハ円位以下ト雖モ必ス零（即チ0）ヲ記入スヘシ
- 一 数字ハ勉メテ正確明瞭ニシテ読易キ様ニ記載スヘシ
- 一 数字ノ誤リヲ更正スルニハ其誤字ハ朱ヲ以テ二線ヲ引キ更ニ墨ニテ正字ヲ記スヘシ或ハ貼紙或ハ削除スヘカラス但更正ノ場所ヘ其主任者ノ見認印ヲ鈐スヘシ
- 一 金額ノ桁ニ載セタル数項ノ勘定ヲ合算シ其合額ヲ總計ノ桁ヘ記載スルニハ其末項ナル勘定ノ線ニ於テスヘシ又摘要内ニ於ケルモノヲ合算シ之ヲ金額ノ桁ヘ載スルモ之ニ倣ヘ
- 一 口取ノ下ニ掲クヘキ勘定只一項ナルトキハ金額ノ桁ヘ記入セスシテ直チニ總計ノ桁ヘ記載スヘシ
- 一 発行紙幣悉手許ニ在ツテ一枚モ流通セサルトキハ其金額ヲ発行紙幣受取高竝ニ手許有高ノ兩線ナル摘要内ヘ記載シ金額ノ桁ハ空白ノ儘ニテ記入ス可ラス
- 一 発行紙幣全ク流通シテ手許残高之レナキトキハ其金額ヲ発行紙幣受取高ノ線ナル金額ノ桁ヘ直チニ記入ス可シ
- 一 発行紙幣ノ内若干ヲ発行シタルトキ

ハ其大蔵省ヨリ受取タル金高ヲ発行紙幣受取高ノ線ナル摘要内ヘ載セ其手許ニ残ル所ノモノヲ手許有高ノ線ナル摘要内ヘ記載シ之ヲ上線ニ於ケル発行紙幣受取高ヨリ差引其残高即チ流通高ノ手許有高ノ線ナル金額ノ桁ヘ記載スヘシ

- 一 紙幣抵当公債証書ハ其買入代価平均ヲ以テ之ヲ金額ノ桁ニ記載シ又大蔵省ニ於テ指定スル所ノ抵当相場ヲ以テ算シ更ニ之ヲ其摘要内ヘ記入スヘシ
- 一 諸公債証書ナル口取ハ所有公債証書ノ内紙幣抵当ノ分ヲ除キ之ヲ買入代価平均ヲ以テ金額ノ桁ニ記載シ又其現ニ手許ニ之アル分ヲ大蔵省ニテ指定スル所ノ相場ヲ以テ算シ更ニ其摘要内ヘ記入スヘシ
- 一 支店ヨリ借並ニ支店ヘ貸ナル口取ノ下ヘ記載スヘキ雜勘定ハ各支店ノ勘定ヲ差引カスシテ貸借双方ヘ掲クヘシ譬ヘハ甲支店ヨリハ借乙支店ヘハ貸勘定トナリタルトキ其甲乙兩支店ノ勘定ヲ差引カスシテ甲ノ分ハ借方ヘ乙ノ分ハ貸方ヘ掲クルヲ云ナリ又他店トノ勘定モ之ニ倣ヘ（但甲乙兩支店共貸或ハ借ナル一方ノ勘定トナルトキハ之ヲ甲乙ヲ以テ區別セス單ニ其合計ヲ記入スヘシ）
- 一 損益勘定中利息手数料等ノ如キ貸借双方ニアルモノハ總勘定元帳ニ於ケル差引残高ヲ何レカー方ヘ記載スヘシ
- 一 半季實際報告表中補正勘定ナル者ハ各支店並ニ本店ノ分ヲ合算シ此ノ貸借兩方ノ合計ヲ差引キ其残高ヲ何レカー方ヘ記載スヘシ
- 一 金銀有高ナル口取ニ於ケル御用預金ハ銀行ニテ使用スヘカラサル預金ヲ掲クルモノニ付之ヲ金高ノ桁ニ記載シ其他金貨銀銅貨紙幣等ノ如キ都テ銀行ニテ使用シ得ル所ノモノハ一旦之ヲ摘要内ヘ記入シ其合計ヲ金額ノ桁ニ載セ（但シ洋銀ヲ以テ預金貸付金等ヲナシ又洋銀ヲ売買スルニハ洋銀差金勘定ヲ設ケテ悉皆之ヲ金銀ト見做ス銀行

ニ於テ手元有高ノ洋銀ヲ此使用シ得ル所ノ金銀ノ内へ算入スヘシ尤モ他店切手ノ下ニ空白ナル線ヲ置ク所以ノモノハ此洋銀ヲ記入)又外国貨幣並ニ地金銀スルニ供スルナリ

ハ其買入代価ヲ金額ノ桁ニ記載シ而シテ既ニ其金額ノ桁に載セタルモノヲ再ヒ合算シテ之ヲ総計ノ桁へ記載スヘシ

- 一 半季平均高報告表中定期預金当座預金振出手形並ニ貸期限過貸付金滞貸当座預金貸越及ヒ流通紙幣(即チ發行受取高ヨリ同手許有高ヲ減シタル)ヲ平均スルニハ総勘定元帳ニ於ケル右諸勘定半季間毎日ノ差引残高ヲ加算シ又現有通貨(即チ金貨銀貨銅貨新紙幣官省札但御用預り金(若シ之アラハ)ハ之)並ニ現有雜貨(即チ他店紙幣同切手等ニシテ総勘定元帳ニ於ケル金銀勘定中通貨及ヒ御用預金(若シ之アラハ)ノ高ヲ除キタルモノヲ平均スルニハ)金銀有高帳ニ照ラシテ其毎日ノ有高ヲ加算シ(差引残高又ハ有高ノ増減之ナキ日及ヒ休日ハ前日ノモノヲ加算スヘシ)上半季ナラハ其日数百八十一若シクハ二閏年下半季ナラハ百八十四ヲ以テ之ヲ除シ其商ヲ以テ半季平均高トナシ毎月ノ平均高ハ右同斷一箇月間ノ加算高ヲ其月ノ大小ニ從ヒ三十若シクハ三十一ヲ以テ之ヲ除シ其商ヲ以テ其月ノ平均高トナスヘシ而シテ銀行手形仕払銀行手形割引手形荷為替交換銀行紙幣ハ毎月又ハ半季間右諸勘定ニ付現ニ仕払或ハ収納シタル金高ノ合計ヲ前額ノ除法ニ準シ除シ其商ヲ以テ毎月及ヒ半季ノ平均高トナスヘシ

- 一 年中平均高ヲ算出スルノ方法ハ銀行平均高ニ同シクシテ殊ニ半季平均ノ桁ノ如キハ全ク異ナルコトナシ而シテ一年ノ平均ハ一箇年ノ加算高ヲ其日数三百六十五若シクハ六閏年ヲ以テ之ヲ除シ其商ヲ以テ其年ノ平均高トナスヘシ

- 一 銀行平均高報告表ハ半季ノ平均高ヲ記入スルニハ上半季ナラハ六月下半季ナラハ十二月ノ平均高ヲ記載シタル線ニシテ半季平均ノ桁ニ於テスヘシ

- 一 年中平均高報告表ヘ一年ノ平均高ヲ記入スルニハ下半季ノ平均高ヲ記載シタル線ニシテ一年平均ノ桁ニ於テスヘシ

シ

- 一 半季及ヒ年中平均高報告表中当座預金振出手形等都テ政府及ヒ人民ニ係ル諸勘定ハ其政府ノ分人民ノ分共合計シタルモノヲ云フ

但考課狀中諸為替諸預金等モ亦々本文ニ準ス

- 一 銀行創立後始テ差出ス考課狀ヘ其創立ノ顚末ヲ掲ケンニハ「創立ノ事」ト題シタル一章ヲ設クヘシ而シテ発端ノ文モ亦左ノ例ニ準スヘシ

明治何年何月何日(開業日六月三十日十二月三十一日ヲ云フ)

ニ至ルマテ幾干日間當銀行ニ於テ實際施行シタル処務並ニ其創立ノ顚末及ヒ諸勘定ノ各項ヲ精査シ今之ヲ蒐集シテ以テ大藏卿某閣下ニ申牒スル所ノ件々左ノ如シ

- 一 右考課狀中入金額及ヒ出金額ハ其開業前ニ係ルモノト開業後ニ係ルモノトヲ適宜ノ書式ヲ以テ区分スヘシ

- 一 半季實際報告表ハ其銀行本支店總体ノ実況ヲ掲クルモノニ付勿論本支店間ノ貸借勘定ハ之ヲ除クヘケレトモ往々半季結末ノ日ニ方ツテ本支店間ノ報告未タ到達セス隨テ其貸借勘定ノ符合セサルコトアルニヨリ(支店報告表中本店(ハ)ヨリ貸(借)ノ金高ハ帳簿ニ於ケル支店(ハ)ヨリ貸(借)ノ金高ト符合セサルヲ云フ)其儘之ヲ除クトキハ該報告表ノ総計相齟齬スルコトアリ然ルトキハ其未達ノ報告ハ何等ノ勘定ナルヤヲ調査シテ之ヲ適當ノ勘定ヘ算入シ以テ本支店間ノ勘定ヲ符合セシメタル上ニテ之ヲ除クヘシ

雜 則

- 一 報告表ヘ記載スル数字ハ都テ洋字ヲ用ヒ務テ正確明瞭ニ記載スヘシ而シテ其金高ハ厘位止トシ円位ノ下小数ナキ時ハ必ス零(0)ヲ填記シ且ツ円位以上三倍毎ニ「コンマ」(,)ヲ置クヘシ

シ尤モ摘要内ニ金額ヲ掲クルトキハ円位ト十銭位ノ間ニ「ビリヤド」(・)ヲ置クヘシ又誤字ヲ更正スルニハ朱ノ二線ヲ引キ更ニ墨ニテ正字ヲ記シ必ス主任者ノ印ヲ鈐スヘシ

一 毎月
半季 実際報告表中諸公債証書ヲ記載スルニハ各種公債書ノ買入代価ヲ一纏トナシ之ヲ登記スヘシ且ツ現ニ手許ニ存在スルモノハ紙幣抵当価格(旧公債証書別ニ定メタル価格)ヲ以テ算シ更ニ之ヲ摘要内ヘ記入スヘシ

一 毎月
半季 実際報告表中本社紙幣流通高ヲ顯ハスニハ発行紙幣請取高ノ差引残高ヨリ有高紙幣ノ差引残高ヲ引去リ其残高即チ流通高ヲ有高紙幣ノ摘要内ニ記載スヘシ

一 毎月
半季 実際報告表中他店又ハ支店勘定ヲ記入スルニハ其勘定数口之レアルモ総テ之ヲ一纏ト為シ貸借トモ其合計ヲ記載シ(例ヘハ甲店ヨリ借乙店ヘ貸トナリタルトキ之ヲ差引カスシテ其借貸雙方ニ記載スルカ加シ)且ツ摘要内ヘ其店数ヲ記載スヘシ

一 毎月
半季 実際報告表中金銀勘定ヲ記載スルニハ金貨銀貨等其種類毎ニ之ヲ摘要内ニ記入シ而シテ其末項ニ於ケル桁ヘ貸借ノ金額及ヒ差引残高ヲ記載スヘシ

一 毎月
半季 実際報告表ヘハ現ニ差引残高之ナキ勘定ト雖モ一旦總勘定元帳ニ記載シタルモノハ悉皆之ヲ登記スヘシ

一 諸報告表中ニ口取ノ設ナキ勘定アルトキハ適當ノ勘定ノ下ニ設ケタル空白ノ桁面ヘ記入スルカ或ハ空白ノ桁面ヘ更ニ相當ノ勘定ヲ設ケテ記載スヘシ

但使用スヘカラサル政府ノ預金アルトキハ政府勘定ノ下ニ御用預金ノ口取ヲ設ケテ記載スヘシ且ツ半季決算ノ時ニ際シ満期ニ当ル定期預金等ノ利息實際ノ都合ニ依リ未タ之カ仕払ヲ為サ、ルモノ又貸付金等期限既ニ満チ不日必ス収納スヘキ確實ノ見込アル利息ニ限り其金額ヲ仕払ヒ若シ

クハ収納セシモノトシテ之ヲ振換記入スル為メ補正勘定ヲ設クルモ苦シカラス

一 諸報告表及ヒ考課状ヘハ年月日(毎月又ハ半期ノ)及ヒ役員ノ姓名(考課状ヘハ頭取取締役及支配人報告表ヘハ頭取支配人支店ノ報告表ヘハ支配人及ヒ計算方)ヲ記載シ社印及ヒ其実印ヲ鈐スヘシ

(その6)「提示型」(*proposed type*)と「宣言型」(*declared type*):「計算書類規則」・損益計算書および「商工省・財務諸表準則」(昭和5~9年)・損益計算書の批判

「貸借対照表」(Balance Sheet)と「損益および利益処分計算書」(Profit and Loss and Appropriation Account)とで一対をなす the Accounts (Financial Statements)・「財務諸表」の体系には、わが国におけるその生成期をはっきり特色づける二つの系譜があった。

「利益処分前」(*pre-appropriated*)貸借対照表(その資本の部の末尾は、「当期未処分利益」となる)と「損益および利益処分(提示, *proposed*)計算書」との一対を、筆者(久野)は、「提示型」と名づけ、「利益処分後」(*post-appropriated*)貸借対照表(その資本の部の末尾は、「次期繰越利益」となる)と「損益および利益処分(宣言, *declared*)計算書」との一対を、筆者(久野)は、「宣言型」と名づけた。

これら「提示型」と「宣言型」の両体系は、ともに整合性のある「正規的な体系」であって、いわゆる「変則的な体系」でもなければ「不均整な体系」でもない。*Pre-appropriated* Balance Sheet と Profit and Loss and Appropriation(*declared*) Account の一対、もしくは、*Post-appropriated* Balance Sheet と Profit and Loss and Appropriation(*proposed*) Account との一対、のようないわゆる「不均整な体系」は、現実には存在したわけでもないし、理論上も存在する筈がない。

「利益処分前貸借対照表」と「損益および利

益処分（宣言，確定）計算書」との^{ベヤ}一対をなす財務諸表の体系が，現実にありうるだろうか。「利益処分前貸借対照表」を決算日の日付で作し，「損益および利益処分（確定）計算書」を決算日が過ぎて次期に入ってから開催された株主総会日（もしくはその翌日）の日付で作成すること，これはありうる。第四国立銀行の実例を前に示した。しかし，この場合は，もともと「提示型」の体系であったものが，時点を後にずらして，「両報告」に時間的な不整合（不均整）が生じているケースである。ただし，アカウンタビリティの欠落は生じていない。

あるいはまた，「宣言型」の体系に変化が生じ，「貸借対照表」が「利益処分後」（*post-appropriated*）のものから「利益処分前」（*pre-appropriated*）のものへ移行・変化したと仮定した場合（これはあくまで仮定であって，わが国の制度上その事実は認められない），この「利益処分前貸借対照表」と^{ベヤ}一対をなす「損益および利益処分計算書」が，従前のままの“*appropriation (declared)*”でありうるのだろうか。「貸借対照表」が *pre-appropriated*，「損益および利益処分計算書」が *appropriation (declared)*，この一対の財務諸表体系は，明らかに，整合性を欠く「変則的であり不均整な体系」である。しかし，現実的にも理論的にも，かかる矛盾した体系はありえない。「貸借対照表」が *post-appropriated* から *pre-appropriated* に移行・変化したと仮定すれば，当然，それと連動して，「損益および利益処分計算書」も *appropriation (declared)* から *appropriation (proposed)* に移行・変化していくと考なければ話の辻褄が合わない。

「宣言型」（*declared type*）の体系，すなわち配当宣言財務諸表体系において，貸借対照表が「利益処分前」のものに移行・変化したと仮定すれば，その体系は最早，「宣言型」ではなく「提示型」に移行・変化したことを意味する。「両報告書についてみられる会計

構造上の大きな断層」もしくは「損益および利益処分計算書にみられるアカウンタビリティ空白地帯」なるものは，本来的にみえてはいない。錯覚である。

従って，「両報告についてみられる会計構造上の断層」ないし「損益および利益処分計算書にみられるアカウンタビリティ空白地帯」が，わが国の財務諸表制度史上，後世に決定的影響を及ぼしたという事実はない。ただし，制度史上みすごし得ない重要な影響といえ，それは，次の事実である。特に強調したい。

「損益および利益処分計算書」における二つの系譜，すなわち，「提示型」と「宣言型」とは，商法の制定・実施によって，どのように変化していったか，あるいは，現今の株式会社財務諸表の制度的様式とどうかかわっているか，である。

「利益処分後貸借対照表」と「損益および利益処分（宣言，確定）計算書」との^{ベヤ}一対の財務諸表を決算時点で作成すること，これは，明らかに明治23年制定この方は商法違反となる。いうまでもなく，利益の処分権限が株主総会に帰属するからである。「利益処分前貸借対照表」とともに作成されるものは「損益計算書」（正確に言えば包括主義損益計算書）と「利益処分議案」である。この「議案」はあくまで取締役会の「案件」であって財務諸表ではない。前期繰越利益あるいは積立金戻入（但し，取締役に戻入権限のある「目的性積立金」の「目的どおりの取崩）のような処分財源調整計算はどこで示すか。明治26年7月の商法の一部実施以来，多くの会社は，「利益処分議案」の冒頭で示した。株主総会で決議した積立金取崩のような追加処分財源の調整計算も，勿論ここで提案することになる。いずれにしても，「宣言型」の体系にとって，商法の制定と実施とは，決定的な意味をもち，全面的な変革をせまられたのである。

他方，「提示型」の体系はどうか。「利益処

分前貸借対照表」とともに作られていた「損益および利益処分（提示、予定）計算書」のうちで、損益計算の領域、これは、明らかに会計記録の裏付けのある、つまり、アカウントビリティの裏付けのある会計報告である。それにつづく処分財源調整計算の領域並びに処分計算の領域は、*proposed section* であり、会計記録の裏付けは、もとより、皆無である。もともと取締役会の「提案」事項なのであるから当然そうなる。「損益計算」は会計記録の裏付けのある確定した内容であり、処分財源調整計算並びに処分計算は、「提示」つまり「予定」（未確定）の内容をもっている。この場合この両領域（確定した部分と提示部分）を結合した計算書を作成することを、あたかも不合理であるときめつける根拠は、極めて薄弱である。「結合」とは、もともと異質のものについていうわけで、同質的なものならば、正確な意味での「結合」ではない。むしろ「融合」である。

このような「提示型」の体系は、商法の制定・実施によっても、商法違反とする（となる）筋合のものではない。「提示型」の体系の代表ともみろべき銀行財務諸表の場合、大正初期の「銀行条例」改正に至るまでの間、「損益および利益処分（提示、予定）計算書」を「損益表」（「損益計算書」）と称してながく継承したのは、この間の事情を端的に物語っている。

大正初期の改正銀行条例による銀行、およびその他の会社で、「損益および利益処分計算書」のうちの「処分計算」の領域を「議案」として切放した場合に、「処分財源調整計算」の領域をどう取扱ったか。これが制度史上の最重要課題であった。先述のように「議案」の冒頭で示した会社も多かったが、銀行および若干の会社は、処分財源調整計算を「損益計算書」の最終末尾に掲示する方式を採用した。

かかる「損益および処分財源調整計算書」は、昭和 37 年法務省令「計算書類規則」の制

定により再び株式会社・損益計算書の制度的様式として姿をみせることになった。まさに、亡者が墓から甦ったのである。

わが国株式会社の損益計算書は、「計算書類規則」によって株主総会に提出するものでも、また「財務諸表等規則」によって大蔵大臣に提出するものでも、ともに、「損益計算書」という名称がついてはいるが、その最終末尾の部分には、処分財源調整計算の諸項目を示しており、その実態にそくして正確に言えば、「損益計算および処分財源調整計算の結合計算書」である。その最終末尾は「経常利益」という名の当期業績利益ではなく、さればといって、「当期利益（当期純利益）」という名の包括利益でもない。当期末処分利益（当期末処分利益金）という名の「当期末処分可能利益」である。一昔前の用語でいえば、「未処分利益剰余金」である。未処分利益剰余金は、資本項目（簿記でいう実在勘定）であって損益項目（簿記でいう名目勘定）ではない。損益計算書の最終末尾に、名目勘定ではない実在勘定が報告されているのである。これこそ「変則」の最たるものである。

「当期に発生し（稼得された）利益」と「当期末における処分可能利益」とで、「利益」の概念をめぐる、当局者達の頭の中がこんがらかっているのではないのか。こんな素朴な疑問もうかんでくる。当期業績主義損益計算書を軸として考えれば、「損益および利益剰余金結合計算書」であるということになろうが、いずれにしても、「損益計算書」でないものを、「損益計算書」と名づけて平然としている無神経ぶりには、いささか啞然たらざるを得ない。

明治中葉の先駆的諸会社（但し、銀行を除く）の場合のように、「損益計算書」は、あくまで「損益」の計算書たる報告領域に限定すべきである。あたりまえといえば、ごくあたりまえなことである。前期繰越利益、積立金の戻入等の処分財源調整計算は、それを「利益処分議案」の冒頭に「提示」すべきものであ

る。「処分財源調整計算の全体」は、期末の決算日の段階では、未確定のものである。株主総会の決議によって、積立金取崩が決定し処分可能利益が増加するような可能性は十分に認められるのであるし、また、決算日に作成する「損益計算書」の制度的様式において、その最終末尾が当期末処理損失金となっても、株主総会において大幅な積立金取崩が決議されて処分財源が確保され、配当が実施される可能性もまた十分に認められるのである。

「処分財源調整計算の全体」は、その性質上、株主総会日までは確定した内容をもったものでない。従って、「利益処分」の案件にふくめて取締役会が株主総会に「提案」すべき性質のものである。確定した内容を持ち、アカウントビリティの裏付があり、会計記録に立脚した「損益計算」の報告書である「損益計算書」で「報告」（「結合」）すべき性質のものではない。木に竹をついだような「損益および処分財源調整計算書」、あるいは、大正初期以来の「銀行法定損益計算書」へのこの「先祖返り」（*atavism*）の現象は、この際大いに再考・反省し、可及的速かに改正してしかなるべきものである。

明治23年制定・原始商法の一部実施（明治26年7月）以来、「損益計算書」を、本来の「損益計算」に関する会計報告書たらしめようと、今日までその報告の内容（や様式）を醇化すべく努力してきた先人達の九仞の功を一簣に欠くような法務省令「計算書類規則」の損益計算書の制度的様式（構造）には、金輪際、賛同できない。売上原価の計算プロセスを報告する様式になっていないとか、売上総利益を報告する様式になっていないとかいうこの損益計算書に関する批判もみうけるが、まあはっきりいえば、枝葉末節でどうでもよからうといった趣のものである。問題の所在は、もっと根深いところにあり、問題そのものは、損益計算の本質にかかわっているのである。法務省令「計算書類規則」制定以来す

で二十数年、歴史の歯車を逆さに回すがごときことは、ただちにやめるべきである。

わが国株式会社財務諸表の制度化に大きく貢献した（その反面では、強制力をともなったものでなかったためか、実務面に現実に影響するところはすくなかったが）産業合理局財務委員会の「財務諸表準則」（昭和5～9年）およびそのすぐれた解説書である太田哲三著『財務諸表準則解説』（昭和9年12月、高陽書院刊）をみると、「損益計算」と「純損益処分計算」（その内容は、処分財源調整計算並びに処分計算）とを明確に区別して認識しており、「当期利益（金）」に「前期繰越利益金」を合算する処分財源調整計算を「損益計算書」の末尾にふくめるような愚かしいことはしていない。

「準則」の本文および雛形第四号表と第五号表とを引用し、太田哲三博士の所見を併せて紹介してみよう。

第四章 損益計算・第一総説

五 純損益処分計算は損益計算書の外なりと雖も、便宜上付属雛形の一部として其の様式を示す。

純損益処分計算は商法に所謂「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」であつて、これは損益計算書と共に総会に提出するものであり、損益計算書の一部をなすものではない。銀行法、保険業法等の雛形に於てもこれを区別して制定してゐるのである。然しながら純損益の処分は損益計算に必ず付随するものであり、或る意味から云へば損益の結果を処分するは損益計算の延長である。故に本準則にてもその大要を述べ、雛形にもこれを示すことにしたのである。唯損益計算書外のものであるから、表の上からも区別する様に輪廓の線を以て区切つたのである。（201頁）

わが国財務諸表の生成に関する事例研究（補遺・完）（久野）

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 至昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書

第四号表

〇〇工業株式会社

製造原価計算

損 失	金 額	利 益	金 額
仕掛品繰越高	415,000.00	製品原価	5,521,000.00
原料消費高	3,621,000.00	副製品原価	421,000.00
工賃	1,224,000.00	仕掛品現在高	580,000.00
特別費	328,000.00		
割掛費	934,000.00		
(内減価償却314,000・00)			
	6,522,000.00		6,522,000.00
売上損益計算			
製品及副製品繰越高	3,231,000.00	製品及副製品売上高	9,130,000.00
製品及副製品原価	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,400.00
販売費	256,000.00		
小計	9,429,000.00		
[売上利益]	[1,362,400.00]		
	10,791,400.00		10,791,400.00
営業損益計算			
営業費	237,000.00	売上利益	1,362,400.00
納税引当損	18,400.00	受入利息	23,600.00
従業員退職給与引当損	102,000.00	株式配当金	31,000.00
支払利息及割引料	176,000.00	雑益	3,000.00
社債差金及発行費償却	10,000.00		
貸倒償却	34,500.00		
小計	577,900.00		
[営業利益]	[842,100.00]		
	1,420,000.00		1,420,000.00
純損益計算			
原料評価損	164,800.00	営業利益	842,100.00
有価証券評価損	15,000.00	有価証券売却益	30,000.00
固定資産評価損	32,500.00		
固定資産売却損	36,200.00		
小計	248,500.00		
[当期純利益]	[623,600.00]		
	872,100.00		872,100.00
純損益処分計算			
法定積立金	31,500.00	当期利益金	623,600.00
別途積立金	240,000.00	前期繰越利益金	86,900.00
株主配当金	300,000.00		
(年割ノ割)			
役員賞与金	43,000.00		
小計	614,500.00		
後期繰越利益金	96,000.00		
	710,500.00		710,500.00

第〇〇期 皇昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書

第五号表

〇〇商業株式会社
売上損益計算

損 失	金 額	利 益	金 額
商品及積送品繰越高	8,921,000.00	商品及積送品売上高	20,698,000.00
仕 入 高	17,559,000.00	商品及積送品現在高	8,024,000.00
販 売 費	1,029,000.00		
小 計	27,509,000.00		
〔売上利益〕	1,213,000.00		
	28,722,000.00		28,722,000.00
営 業 損 益 計 算			
営 業 費	951,600.00	売 上 利 益	1,213,000.00
納 税 引 当 損	123,600.00	受 入 手 数 料	46,000.00
従業員退職給与引当損	25,400.00	受入利息及割引料	23,000.00
貸 倒 償 却	47,800.00	有価証券利息及配当金	37,500.00
支払利息及割引料	83,600.00	雑 益	6,500.00
雑 損	37,700.00		
小 計	1,269,700.00		
〔営業利益〕	56,300.00		
	1,326,000.00		1,326,000.00
純 損 益 計 算			
創 業 費 償 却	5,000.00	営 業 利 益	56,300.00
営 業 権 償 却	15,000.00	償 却 債 権 取 立 益	3,000.00
有価証券売却損	56,000.00	有価証券償還益	2,700.00
建物商品火災損失	76,000.00	小 計	62,000.00
		〔当期純損失〕	90,000.00
	152,000.00		152,000.00
純 損 益 処 分 計 算			
当 期 損 失 金	90,000.00	前 期 繰 越 利 益 金	97,500.00
後 期 繰 越 利 益 金	7,500.00		
	97,500.00		97,500.00

第七 純損益処分計算

三七 当期利益金は純損益処分計算に於て、前期繰越利益金に合算し、之を「積立金」、「株主配当金」、「役員賞与金」、「後期繰越利益金」等に処分すべし。当期利益金が前期繰越損失金より少ないときは、其の差額を「後期繰越損失金」として示すべし。

三八 当期損失金は純損益処分計算に於て、前期繰越利益金又は積立金戻入を以て之を補填すべし。前期繰越損失金が存在するときは、当期損失金を之に合算し「後期繰越損失金」として示すべし。

純損益処分計算が損益計算でないことは既に述べた。雛形に於て外部の輪廓を区分したのも此の意味を明かにする為め

である。これは甚だ姑息な方法ではあるが、両者を区別すべき旨を明かにしただけである。従つて其の形式の如きもここに示す方法を必ずしも要求すべきではないと思ふ。(250・251頁)

いささか蛇足ながら、この太田哲三博士の見解について、率直に私見をのべる。

博士は、「損益計算」と「純損益処分計算」とを極めて明確に区別し、「純損益処分計算」が損益計算書の一部をなすものでないことを、はっきり明言している。あたりまえといえはあたりまえであるが、「純損益処分計算」の一部をなす「処分財源調整計算」が損益計算書の一部をなすと考えている現行の制度的様式が現に存在するのだから、あえてこの点を強調しておきたい。

次に、前掲 (pp. 59~60) の「準則」の雛形(第四・第五号表)に関連して、博士はこうのべている。

「純損益処分計算が損益計算でないことは既に述べた。雛形に於て外部の輪廓を区分したのも此の意味を明らかにする為めである。」

つまり、こういうことである。次掲の(A)・(B)両図をみていただきたい。

(A)		(B)	
損益計算書		損益計算書	
損益計算	売上損益計算	損益計算	売上損益計算
	営業損益計算		営業損益計算
	純損益計算		純損益計算
純損益処分計算		純損益処分計算	

(A)とせず、(B)としたというのである。

(A)ならば、これは Profit and Loss Account 「損益計算書」ではなく、正確に言えば、Profit and Loss and Appropriation Account 「損益および純損益処分計算書」である。その場合、くりかえしてのべたように、Appropriation (proposed) なのか、Appropriation

(declared) なのかの問題はこのころ。

(B)は、博士のいう「外部の輪廓を区分した」ものだが、博士自身いみじくものべているように、「これは甚だ姑息な方法」である。まさにそのとおりである。次いで、「両者を区別すべき旨を明らかにしただけである」などと甚だ暢気なことをいっているが、両者は明確に区別すべきものであって、いやしくも「損益計算書」というタイトルの会計報告書に、「純損益処分計算」領域をふくめるべきではない。「外部の輪廓を区分した」ことがどれだけの意味をもつのか、見当もつかない。博士も「従つて其の形式の如きもここに示す方法を必ずしも要求すべきではないと思ふ」とのべているが、歯切れの悪いこと夥しい。単なる方法(形式)の問題ではない。会計(計算・報告)の根幹にふれてくる重大な問題である。

「外部の輪廓を区分した」、「ここに示す形式」のような「姑息な方法」をあえて採用するに至ったのは、おそらく、次のような誤った認識にもとづくものと考えられる。

(イ) 「純損益処分計算」は、「損益計算」の延長である。もしくは、その延長線上にあるとする誤った認識。

(ロ) 英国の(もしくは、明治26年7月商法実施以前のわが国にみられた英国伝来の) Profit and Loss and Appropriation Account からの影響をうけており、しかもその実態の理解ないし認識の程度が甚だ浅薄であること。

まず、(ロ)から検討してみよう。博士の『前掲書』198頁には、ライル(Lisle)にふれて、次のようにいう。

「損益勘定の分割は蓋し英国のライル(Lisle)が四個の計算区分を設けたに初まる。同氏によれば、第一の区分を売買損益とし、第二の区分を営業損益とし、第三の区分を臨時損益とし、第四の区分を利益処分としたのである。」

ライル(G. Lisle)が、区分様式の創始者で

あるかどうかは甚だ疑問だが、本稿ではあえてふれないが、ここらあたりの実証は、どうにも心もとない。問題は、「損益勘定の分割」そのものの意味、とくに「損益勘定」の理解の仕方である。そもそも「損益勘定」とは何であるか。英語でいえば Profit and Loss Account である。Profit and Loss Account とは、簿記の領分でいえば「損益勘定（集合勘定の一つ）」ないし「損益勘定口座」であり、ひろく財務（諸表）会計の領分でいえば会計報告書としての「損益計算書」である。ついでに、Balance Account といえば簿記の「残高勘定（集合勘定の一つ）」ないし「残高勘定口座」であり、Balance Sheet といえば会計報告書としての「貸借対照表」である。どういうわけか、Balance Sheet とはいわが Profit and Loss Sheet とはいわない（まったく事例がないというわけでもないが、すくなくとも一般的には）。ここらあたりが、英国人のまことに端倪すべからざるところであり、何とも評し難く、そうなっているというほかはない。両勘定 (accounts) を合せて、the Accounts「財務諸表」という。米語なら Financial Statements である。

ライルの先の四区分は、Profit and Loss Account を対象にしたものではなく、明らかに Profit and Loss and Appropriation Account を対象したものであるとみななければならぬ。ここらあたりが、博士にはよくわかっていないように思われる。英国では、Profit and Loss and Appropriation Account のことを、単に Profit and Loss Account という場合も多いから、まあ考えようでは無理もない誤解ともいえるが。

くりかえすが、Profit and Loss Account と Appropriation Account とは、もともと次元を異にするものである。だからこそ、両者を結合した「計算書」に意味があるのであり、同次元のものならば、あえて「結合」という必要もないわけである。

いうまでもなく、「純損益処分計算」(appropriation) は、「損益計算」の延長ではない。期間を前提とする損益計算の締切 (closing entry) がすみ、時点を前提とする在高 (財産) 計算の総括 (balancing and ruling entry) もすみ、決算手続がすべて完了し、次期に入ってから株主総会が開催され、そこで処分の内容が確定し、取締役会によって実施される。この時間的序列をみて、「延長（線上）にある」というのなら、「純損益処分計算」は、「損益計算」・「在高計算」の延長線上にあるといえないこともないし、決算の延長線上にあるといえなくもない。要するに決算日より先の時点だというにすぎない。まことにたわいがいいことになる。筆者（久野）には、「延長」（線上）という意味がもともとよくわからぬ。

ついでながら、雛形の「純損益処分計算」の様式について付言する。貸借対照表および損益計算書の両会計報告書の様式に、「勘定式」と「報告式」（ないしその変形としての「交替式」）とがあることは、周知のとおりであり、先掲の雛形は、いうまでもなく「勘定式」である。すでにくりかえしのべたように勿論、博士も指摘されているように、この処分計算は、取締役会の「議案」であり「案件」である。会計記録にもとづきアカウントビリティの裏付けのある「会計報告書」ではない。従って、「会計報告書」の様式としての「勘定式」ないし「報告式」にこだわる必然性もなければ必要性もない。勘定式の「損益計算書」に歩調を合せなければならぬ必然性もなければ必要性もないのである。要するに、例えば、当期（純）利益はこれこれであるが、このほかに、追加処分財源として前期繰越利益がこれだけあり、そのほか、何積立金戻入（取崩）による追加処分財源がこれだけある。さらにそのほか、追加処分財源として取締役会は配当平均積立金をいくらいくら取崩すことを提案する等の事項を示し（文章で書いてもよからうし、列記して説明文を付すも

よからう), ついで, 処分項目を列挙して, 処分内容を提案すればよいわけである。なお, 現行の「利益金処分計算書」(または「欠損金処理計算書」)の問題, ひいてはその様式や制度化をめぐる課題等は, まったく別個の問題なのでここではふれない。

法務省令「損益計算書」の制度的様式(構造)にくらべれば, 昭和九年のこの「準則」の「損益計算書」の様式(雛形)の方が, 数段ましである。今日の株式会社の損益計算書の制度的様式(法務省令「計算書類規則」およびそれに歩調を合せた「財務諸表等規則」)は, 昭和九年の「準則」とをびこえて, 大正初期から明治中期ごろまでのものに, 一挙に「先祖返り」(atavism)してしまったのである。すくなくとも, 現象的ないし結果論的には, そうなる。

法務省令「計算書類規則」・損益計算書の制定が, 明治初年以來の財務諸表の生成に関して, とくに実証的調査研究をした上での結論とも思われないが, その様式(構造)が, 損益計算の枠をはみ出して, 追加処分財源の調整領域(損益計算に非ず, 資本計算)におよび, 損益計算書の最終差額として, 「当期(純)利益」ではなく「当期末処分利益(金)」(未処分利益剰余金)を計上している主因(すくなくともそのひとつ)は, 法律家の念頭にある「利益」の概念が, 「当期末の処分可能利益」であって「当期間に稼得した利益」ではないことによるのか, あるいは, 「当期末の処分可能利益」概念と「当期(純)利益」概念とで認識上の混乱が生じていることによるのか, そのいずれかであろう。そのいずれであるにせよ, 損益計算並びに損益計算書の本義を没却したものといわざるを得ない。

(その7) 第一国立銀行の受(請)合料積立金

(皇 第九圖:明治十年三月三十日)について

まず, 事実関係から明らかにしていこうと思う。

第一国立銀行の第9回決算(明治10年12月31日)では, その「半季実際報告」の借方側(久野注, 負債・資本の側)の末尾は, 次のように報告されている。

株主ヨリ借	(金 額)	(総 計)
株 金	1500000	
積 立 金	115000	1615000
受合料積立金		1091994
損益勘定		
当 半 季 利 益 金	157918398	
前 半 季 繰 越 高	24071277	
前半季繰越滞貸準備	70000	251989675
		6199098965

(数字は和数字であるが, 便宜上, アラビア数字を用いておく。以下同じ)

「株主ヨリ借」は, いうまでもなく資本勘定である。その内訳科目は, 「株金」つまり資本金と「積立金」とであり, その合計額が総計欄に1,615,000円と報告されている。「受合料積立金」と「損益勘定」とは, とともに「株主ヨリ借」とは一応別枠になってはいるが, 資本の部の枠組に報告されているとみてよからう。「損益勘定」とは, 現代風にいえば, 「当期末処分利益(金)勘定」である。

そこで, 「受合料積立金」1,091円99銭4厘は, 本来ならば, 前回の, つまり第8回決算(明治10年6月30日)とそれにつづく利益処分の形で, 相当の項目と金額とが姿をあらわすべきところである。ところが, どこにもないのである。前回の利益処分の内容は, 積立金15,000円と割賦金(配当金)105,000円で, 後半季繰込高つまり次期への繰越高が24,071円27銭7厘となっている。積立金は第8回の100,000円にこの分が加算され, 第9回では, 前掲のように115,000円となっている。これはこれで辻褄が合う。

前回の利益処分では積立てた受合料積立金1,091円99銭4厘でないとすれば, この回の費用に計上して開設したとみるほかはない。しかし, 「明治十年下半季利益金割合報告」の「損失並諸費」の内訳項目のどこをみても

相当する項目と金額とは見当らない。内訳項目のうち、内容の不明なものは、「雑損」20円と「雑費」9,951円89銭3厘とである。金額からみて「雑損」にふくまれていないとすれば、「雑費」9,951円89銭3厘にもぐりこんでとみるはかはない。

第10回決算（明治11年6月30日）では、「半季実際報告」の借方側は、一転して次のようになる。

借 方

摘 要	金 額	総 計
政府ヨリ借 (内訳省略)		2358384496
人民ヨリ借 (内訳省略)		4281265051
請合料積立金		2184137
他店ヨリ借		128060595
補正勘定		
株主ヨリ借		
株 金	1500000	
積 立 金	130000	1630000
損益勘定		
前半季利益金	190419620	
前半季繰越高	28889675	
前半季繰越滞貸準備	70000	289309295
		8689203574

「請合料積立金」2,184円13銭7厘は、明らかに、資本勘定の枠組ではなくて、「政府ヨリ借」、「人民ヨリ借」、「他店ヨリ借」とともに負債勘定の枠に組込まれている。補正勘定は、借方側に姿をあらわすこともあり、また、貸方側になることもある。

第11回決算（明治11年12月31日）では、「半季実際報告」の借方側は、さらに一転して、「請合料積立金」2,524円46銭3厘が、もとの位置、すなわち、資本勘定の枠組にもどっている。「株金」の次にてでている「積立金」とは明らかに区別されており、また、資本勘定の枠組と負債勘定の枠組とを、あっちにいたり、こっちにもどったりしているこの

「受(請)合料積立金」の実態は何か。

第一国立銀行「半季実際考察課状」の本文に推量できる記述はないのか。くまなく探してみた。ある。

「第九回半季実際考察課状」「○営業事務ノ事」の一節にいう。

各商業上ニ必須ナル受合状及巡回手形ト称スルモノ未タ之ヲ設ケサルヲ以テ当銀行ハ其例規ヲ設立セリ而シテ衆人未タ十分ニ之ヲ膾炙セスト雖モ漸次以テ施行スルニ至レリ

右受合状ト称スルモノハ当銀行ノ本支店又ハ其「コレスポンデンス」ノ約定アル地方ニ旅行セント欲ル人ニ在テ通貨携帯ノ勞ヲ省カンガ為メニ之ヲ銀行ニ預ケテ其受取りタル受合状ヲ取り之ヲ携ヘテ其地方ニ到リ逆為替ヲ組ミ其金額ヲ受取り得ヘキモノナリ 又巡回手形ハ当銀行ノ本支店又ハ其「コレスポンデンス」ノアル所ハ何レノ地方ヲ論セス随意ニ其金額ヲ受取得ヘキモノナリ且此受合状ハ銀行ニ於テ充分信任スヘキ人ニ在テハ或ハ現金ヲ預カラスシテ之ヲ発付スル事アリ

つまり之を要するに、「受合状」・「巡回手形」とは、旅行信用状 (traveller's L/C) ないし巡回信用状 (circular L/C) のことであり、この種のクリーン信用状を逆為替信用状ともいう。海外旅行者に旅行小切手とともに使用されていることは、周知のところである。

第一国立銀行は、「衆人未タ十分ニ之ヲ膾炙セスト雖モ漸次以テ施行スル」ために、「其例規」(取扱規則)を設けたというのである。この第九回に、先の「受合料積立金」1,091円99銭4厘が、資本勘定の枠組の中に姿をあらわすのである。このようないきさつから考えると、「受(請)合料」とは「受(請)合状」ないし巡回手形を発行・交付するに際

しての手数料ないし保証料とみられる。受（請）合料は明らかに銀行の収益である。しからば「受（請）合料積立金」とは何か。「かかる収益の積立金」では意味をなさない。むしろ、かかる手数料ないし保証料の稼得に付随して将来生ずる可能性のある偶発損失、つまり旅行（巡回）信用状の発行に付随して生ずる偶発損失、にそなえるための「引当金」あるいは「積立金」と考えざるを得ない。「引当金」であれば負債の部に、「積立金」であれば資本の部に、当然のことながらそれぞれ報告すべき項目である。資本勘定の枠組に入れたり、負債勘定の枠組に入れたり、苦心の存するところである。

「偶発損失について引当金（負債性引当金）を開設することの可否」、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失について、負債性引当金計上の否認」、あるいは、「偶発損失について引当金の開設が否認されたとすれば、偶発損失積立金の開設によるほかはない」とか、あるいは「発生の可能性が高く、発生額の合理的な見積りが可能な偶発事象に係る費用又は損失について、保守主義会計政策の観点からみて、引当金の開設が妥当である」とか、このようなさまざまな現代的課題が、明治10年12月31日の第九回決算から、同11年12月31日の第11回決算に凝縮してあらわれているように思えるのである。

偶発事象にかかわる損失に対する会計的対応はどうあるべきか、この課題は、この数年来のきわめて up to date な関心事であった。損費に計上して引当金を開設するか、この引当金（以前の用語でいう負債性引当金）は当然に負債の部に掲示される。利益処分により積立金を開設するか、この積立金は当然に資本の部に掲示される。

第一国立銀行の場合では、前述のように、利益処分によって受（請）合料積立金（正確に言えば、いささかながたらしいが、受合料という形態の収益の母体となっている受合状ないし巡回

手形の発行・交付によって将来おこる可能性のある損失の準備のための引当金もしくは積立金）を開設した事実は認められない。それは利益処分の内容からみて確実である。さらに、損費項目に、受（請）合料積立金（引当金）繰入とみられる具体的な名称の損費項目は見当らない。金額等を勘案して推量すれば、前述のように「雑費」（金額は相当に大きい）にふくまれているとみるほかはない。ともかくも損費に計上しているものとみられる。そして、半季実際報告という名称の貸借対照表上の受（請）合料積立金の報告場所は、資本の部から負債の部に変わり、再び資本の部にもどるのである。このあたりが、最も興味をひかれる推移である。

（その8） 法定積立金の計算基礎について （第四国立銀行・明治十一年上半季第九回半季実際考課状）

第四国立銀行の第九回半季実際考課状（明治十一年上半季）の「営業事務ノ事」には、法定積立金（利益準備金に相当）の積立にかかる重要課題が、すでにいちばやく指摘されている。注目すべき事歴である。

問題の所在は、こうである。

法定積立金の計算基礎については、従前から諸説があったようであり、大略、次の三つに分かれる。

第1 当期末処分利益額

第2 当期利益額

第3 配当金額（金銭配当額）

わが国商法規定の変遷からみると、積立額は、「其ノ利益」 $\times \frac{1}{20}$ 以上、「毎決算期ノ利益」 $\times \frac{1}{20}$ 以上、「金銭配当額」 $\times \frac{1}{10}$ 以上、となって今日に至っている。

「其ノ利益」が前期繰越利益をふくむとなると、たしかに、積立の二重計算になる。従って、当期末処分利益額（前期繰越利益が合算してある）、当時の銀行会計用語でこれを「純

利益」と称したのであるが、この額を基礎とするという立場は、結局、積立額を大きくしようとする保守的政策以外のなにものでもない。二重計算が行なわれるという不合理は、否定すべくもない。

さればといって、「毎決算期ノ利益」つまり当期利益額としても、問題は残る。まず、法人税控除前のものか、控除後のもので違ってくるし、繰越欠損金があるような場合であると、その控除後のものか、控除前のものかが問題となろう。さらにいえば、任意積立金や利益準備金で欠損を填補して当期に繰越さなかった場合と、填補しないで繰越した場合とがでてこよう。

現行商法の利益準備金の積立計算の基礎額は、周知のように、「金銭配当額」であるから、曖昧な点はない。この第3の説については、問題の消極的解決策にすぎないとする見解もあるが、「流出説」としての根拠を求める見解もある。つまりこうである。利益の処分配当によって、「利益」が会社の支配の枠外に流出するとき、全額の処分流出を抑制するための積立が必要となるというのである。配当されることなく社内に留保された場合では、資本の増加・充実となり会社の担保能力は増大する。積立の強制は、この場合では問題にならないというのである。

後に大きな問題をまきおこした如上の課題に関連して、第四国立銀行第九回半季実際考課状は、明治十一年上半季という早い時期に次のように記述している。

考課状雛形利益金配当ノ条項ニ半季総益金ノ内ヨリ一切ノ諸費ヲ引去リ其金額ヘ前半季繰越金同滞貸準備残金等ヲ加算シ右金額ノ内ヨリ所有物償却並ニ滞貸準備及諸役員賞与金ヲ引去リ其残金ヲ当半季ノ純益金トナシ而シテ右純益金ノ幾割ヲ当季ノ積立金トナス云々トアレトモ前半季繰越金ハ仮令当季ノ利益金ヘ加算ス

ト雖モ真ノ純益ニアラス而シテ其金高ヘ相当スル積立金ハ前季ニ於テ既ニ相済シタルモノナレハ全ク二重トナリ將タ繰越金ハ各行勘定ノ都合ニヨリ大ヒニ不同アルモノナレハ之ヲ一般ノ乗率トナシ計算スルトキハ各行ノ積金不権衡ヲ生シ不都合ノ様ニ思惟スルニ付前季ノ繰越金ヲ除キ積立テン若シ前季ノ繰越金ハ其性質ヲ問ハス当季ノ純益金同一ニ見做スヘキ規則ナラハ役員賞与配当金ト雖モ繰越金ニ合シタル総額ヲ以テ計算セサルヲ得ス故ニ前頭ノ二条何分疑團アルヲ以テ二月二十八日大蔵省ヘ稟請セン処何等ノ勘定ヨリ入り来ルヲ論セス其半季ノ損益勘定ヲナシ諸経費並ニ諸役員賞与金等ヲ引去リ全ク株主一同ノ所得ニ属スルモノヲ以テ純益金トナスニ付積立ノ金額ハ少クトモ其十分ノ一タルヘク且役員賞与配当金ノ計算ハ繰越金ヲ合スルモ合セサルモ其銀行ノ適宜タルヘキ旨二月二十五日指令セラレタリ

するどい指摘である。大蔵省の回答は、「純益金」を定義したにすぎない。「純益金」という名称の「当期末処分利益（「株主一同ノ所得ニ属スルモノ」つまり当期末の処分可能利益）」の定義である。当期末処分利益を「純益金」と名づけることについて、用語の不適切はこの際問わないとしても、「純益金トナスニ付積立ノ金額ハ少クトモ其十分ノ一タルヘク」という説明は、一向に説明にも、答えにもなっていない。「且役員賞与配当金ノ計算ハ繰越金ヲ合スルモ合セサルモ其銀行ノ適宜タルヘキ旨」に至っては、もうどうでもよい勝手にせよというわけである。この銀行が、わざわざ、考課状にそのいきさつを記述した気持がよくわかる。

（その9） 日本郵船株式会社の減価償却：無
期償却法から有期償却法へ（第十六期
前半年度考課状）

当社の第十六期前半年度（皇 明治三十四年十月一
日）考課状の第一「業務概況及報告ノ要旨」
に、減価償却につき注目すべき次掲の記述が
みられる。

すなわち、従前では、「第一保険積立金」、
「第二大修繕積立金」、「第三減価引除金」、と
して、創業以来、相当期間にわたって、利益
処分として、それぞれ、「各船総代価」の「百
分ノ五」、「百分ノ三」、「百分ノ五」を積立て
もしくは引除いてきた。その後、第十期前半
年度（皇 明治三十七年十月一日）になると、定款第
四十三条に改正があり、「会社ハ船舶維持ノ
為毎事業年度収益ノ内ヨリ左ノ金額ヲ控取ス
ヘシ」となり、それぞれの「控取」額は、半
期制の採用とともに半減して、「百分ノ二分
五厘」、「百分ノ一分五厘」および「百分ノ二
分五厘」と定められた。すなわち、利益処分
計上から費用計上への大転換であった。しか
し、この「減価引除」は、本来の意味における
減価償却ではない。そのいわゆる「引除」は、
エンドレスな、いわゆる無期償却法であった。

この改正に関して、考課状は、次のように
のべている。耐用年数 25 年、定額償却率 4
%の有期償却法への大転換であった。

右利益金分配案中船舶整理金ノ一項ヲ
設ケタル所以ノモノハ抑モ当会社ノ事業
近来順当ノ進歩ヲ為シ營業諸般ノ機関健
全欠クル所ナキニ似タリト雖モ其基本財
産タル船舶永遠維持ノ方法ニ至リテハ未
タ不備ノ点アルヲ免レス即チ現行定款ノ
船舶減価引除金ハ通減船舶ヲ標準トスル
カ故ニ一定ノ年限内ニ之ヲ償却スル能ハ
ス依テ茲ニ其不備ヲ補ヒ有期償却ノ方法
ヲ立ツルト同時ニ現在船舶ヲ整理スルノ
必要アルニ由ル蓋シ現行定款ノ規定スル
所ハ無期償却法ニシテ所有船舶老朽用ニ

適セサルニ至リタルトキ其減価引除金積
立高ヲ以テ代船新造ノ資ヲ支フルニ足ラ
ス換言スレハ現在船舶二十万噸ハ新旧代
謝ノ方法不備ナルカ為メ漸次其数ヲ減シ
竟ニ資産ノ欠損ヲ免レ難シ是ヲ以テ改正
ノ必要ヲ感スルコト久シト雖モ之ヲ改正
セムニハ先ツ現在船舶ヲ整理セサルヘカ
ラス之ヲ整理セムニハ之ニ応スル會計上
ノ余裕ナカルヘカラス是レ今日マテ之ヲ
改正スルコト能ハサリシ所以ナリ然ルニ
今ヤ會計上幸ニ多少ノ余裕アリ仍チ營業
上既往及将来ノ利害得失ヲ較量シ各國諸
会社ノ実例ヲ参酌シ現行ノ無期償却法ヲ
二十五年間ニ全ク償却シ了ルヘキ有期償
却法ニ改メ即チ現在船舶總噸數約二十万
噸ニ對シ毎半年度製造船舶ノ百分ノ二箇
即チ一箇年百分ノ四箇ニ當ル引除金ヲ為
シ以テ毎半年度ニ平均約四千噸即チ一箇
年約八千噸ノ新船ヲ製造シ年々老廃ニ就
ク船舶ノ欠ヲ補ヒ各船順次二十五年目毎
ニ之ヲ新船ニ代ヘ以テ基本財産ヲ永遠ニ
維持スルノ方法ヲ確立セムト欲シ今回定
款改正案ヲ具ヘ臨時總會ノ議ニ付スルコ
トト為セリ而シテ其改正案ノ目的ヲ達セ
ム為メニハ現行ノ方法ニ依リテ通減シ来
リタル船舶ヲ初メヨリ製造船舶ヲ標準ト
シテ減価シタル船舶ニ比シ生スル所ノ差
金ヲ償却スルヲ必要トス故ニ其差金壹百
七拾參万參千七百貳拾九圓六拾八錢八厘
ノ内壹百萬元ハ臨時總會第三号議案ノ如
ク保險積立金有高ノ内ヨリ転用シ殘高七
拾參万參千七百貳拾九圓六拾八錢八厘ハ
前掲ノ如ク当期利益金ノ内ヨリ補充シ以
テ船舶ノ整理ヲ為サムトス今若シ船舶ヲ
整理セスシテ直ニ改正案ノ如ク有期償却
法ヲ執ラム乎船齡二十五年以内ニ船舶ノ
処分ヲ要スルニ當リ資産ノ欠損ヲ来スコ
トヲ免レス且ツ毎營業年度ニ於テ控取ス
ヘキ減価引除金、大修繕積立金及ヒ保險
積立金十年間ヲ合計スレハ金貳千八百九

拾五万余円ノ巨額トナリ之ヲ現行定款ニ依リ控取スヘキ合計金貳千四百六拾万余円ニ比スレハ四百参拾五万余円ノ差ヲ生シ即チ平均毎半年度金貳拾壹万余円ノ増額ヲ余分ニ利益勘定ヨリ控取セサルヘカラサルヲ以テ到底実行シ得ヘキコトニアラス之ニ反シ前記ノ如ク船価ヲ整理スルニ於テハ毎半年度ニ増額スル控取額ハ僅ニ平均五万参千余円ニ過キス故ニ此際船価ヲ整理シ以テ船舶維持法ノ不備ヲ補ヒ会社財産ノ基礎ヲ永遠ニ安固ナラシメムトス

(その10) セメント製造会社(小野田セメント製造株式会社)の資本勘定の形成

「本論」でも若干取上げておいたが、当社の初期の考課状をみて、最も興味のある点のひとつは、その資本勘定の形成である。

明治15年12月31日に第一回報告をしているが、この第一項に、次の記述があり、政府からの「拝借金」が25,000円にのぼったとある。

セメント製造発起ノ源ハ七八年前ニアリト雖モ該業ヲ創立セント決議セシハ明治十三年一月トス而シテ発起総代トシテ笠井順ハ荒川佐兵衛兩人出京深川セメント場ニ至リ該業ヲ研究シ併セテ拝借金ノ義ヲ政府ニ請願シ同年八月金貳万五千元ノ許可ヲ得該金額ヲ收受セシハ十月三日トス

第二回報告では、その冒頭に、明治17年7月20日開業式を行なったこと、また、本社発起(創業)を明治14年3月とし、明治18年6月までを一期としてこの決算報告を行なう旨の記述がみられる。

次いで、「興業費ノ事」および「創業費ノ事」を記述しているが、諸設備への支出である興業費の総額は、第二回総括勘定をみると37,414円4厘に達しており、当初の予定額

30,000円を超えるのみか、創業費11,999円6銭9厘と合算すると、当初の資本金の予定額40,000円を超過している。政府からの拝借金25,000円で足りるわけがない。

総括勘定(久野注、貸借対照表に相当)・借方・「会社ノ負債義務ニ属スル分」をみると、拝借金のほかに、借入金58,558円28銭4厘、計83,558円28銭4厘とあるが、この借入金は、次のような経緯によるものであった。

株主(正確にいうと、将来の株主たるべき出資者)から公債証書を預り、「預り証」たる株券(久野注、勿論、いわゆる株券ではない。株券という名の預り証)を交付する。この公債証書を政府に差入れて借入をするというわけである。ところが、「幸ニ政府ノ寛典ヲ以テ」、かねて差入れておいた質物としての公債証書と、「本社据付ノ器械土地建物等」との担保物件の肩替り(「質物入換(替)」)を許されることになったため、質物公債証書が手許にもどり、この公債証書が「質物ノ流通ヲ生ジ」、つまり、この公債証書を担保とする借入が可能となったのである。関連した考課状の一連の記述を抜書してみよう。

セメント製造会社第二回決算報告

昨明治十七年七月二十日本社開業式ニ付株主諸君集会ノ節ノ決議ニ憑リ本社発起則チ明治十四年三月ヨリ十八年六月迄ヲ一期トシ資本金ノ流通営業資金ノ計算事業ノ実際損益ノ決算等ヲ撮記シ株主諸君ニ報告スル左ノ如シ

興業費ノ事

一 興業費発起ノ際予算セシハ差向所金三万円ニテ仮成整頓ノ見込ナリシモ物価非常ニ騰貴セント「セメント」囤置場又ハ物置場等ヲ増築セント辺僻ノ地故器械ノ修繕其都度大阪神戸間ニ持登ル訳ニ至ラス通常ノ小修繕ハ本社ニテ調製シ得ベキ程ノ器械ヲ備置サルヲ得サル等万止ムヲ得難キ算外ノ資金ヲ要セシニ依レリ

其明細ノ如キハ昨年帳簿調査相成タル事
ナレドモ不席ノ諸君モ少ナカラス依テ其
概略ヲ一言シ置ケリ

資本金流通ノ事

一 資本金四万円ノ予算ナリシモ興業創
業ノ式費ニテ既ニ其額ヲ超過シ他借ヲ
要スルニ至リ頗ル困難ニ陥リシモ幸ニ
政府ノ寛典ヲ以テ兼テ差入置タル質物
公債証書ヲ下附シ換ルニ本社据付ノ器
械土地建物等ヲ以テスル事ヲ許可相成
質物ノ流通ヲ生ジタルト世上本社ヲ信
用スル人ノ多キヲ以テ質物入用ノ時貸
与ヲ承諾スル向モ寡カラサル等ノ場合
ニテ僅ニ金融ヲ為ス事ヲ得テ以テ今日
迄維持シ居レルナリ

当社の企業資金の調達源泉は、すべて借入
（拝借金 25,000 円と借入金 58,558 円 28 銭 4 厘）
であり、自己資本は皆無であった。なお、総
括勘定の借方に、これら借入のほか就産所棄
損金 5,360 円がみえているが、これは次掲の
経緯によるもので、資産の特定運用を伴う会
計主体（accounting entity）としては別個・
独立の存在とみてしかるべきであろう。

次のようにいう。

就産所棄損金ノ事

一 就産所ニテ先年来借用金皆済ニ付特
別ヲ以テ五千三百六拾円棄損相成タル
ハ本社算外ノ賜ニ付公債証書又ハ銀行
株券等ヲ買得シ特有財産トシ永ク就産
所ノ高誼ヲ記録シ置ント約セリ依テ時
価ヲ見繕ヒ続々買入ベキ資金ヲ貸方現
金ノ内ニテ引除ク之レ有ル訳ニ付爰ニ
一言シ置ケリ

第二回総括勘定は、次のとおりであった。
原典は縦書きと数字であるが、横書きアラビ
ア数字になおした。

セメント製造会社第2回総勘定

自 明治14年3月
至 同 18年6月

借方 会社ノ負債義務ニ属スル分	
拝 借 金	25,000 ^円 000
借 入 金	58,558 ^円 284
計 金	83,558 ^円 284
就産所棄損金	5,360 ^円 000
合計 金	88,918 ^円 284
貸方 会社ノ資産権利ニ属スル分	
興 業 費	37,414 ^円 004
創 業 入 費	11,999 ^円 069
営 業 費	25,499 ^円 832
(内訳省略)	
現 金 有 高	6,795 ^円 217
計 金	81,708 ^円 172
当 期 損 金	7,210 ^円 112
合計 金	88,918 ^円 284

拝借金にはじまり、ついで「質物入換(替)」
および「元金無利置据年延」の措置がとられ
た。第二回報告の本文末尾には、「拝借金請
願並質物入替年延等ノ写別冊ノ事」として、
かかる政府の寛(恩)典について、「本社永遠
ニ伝テ遺忘ス可ラズ依テ此回活刷シテ株主諸
君ニ配賦ス請フ此意ヲ諒セラレン事ヲ」と結
んでいる。

第四回報告(皇 明治十九年七月)
明治二十年六月)では、その冒頭
にいう。

本期内一大事件ハ昨十九年十月株主惣
会ニテ金禄公債証書ヲ以テ株式元金トナ
シ居タル組織ヲ更正シ現金株式トナシ
タルノ件ニシテ諸君ノ議決ヲ遵守シ公債証
書ヲ売却シテ借入金ヲ償却シ端金ハ本主
ニ還付シ該件ヲ結了シ計算書ヲ報告セン
ハ本年四月ナリ

第四回総勘定は、次のとおりとなった。上
掲の第2回総勘定と比較されたい。

セメント製造会社第4回総勘定			
自 明治19年7月 至 明治20年6月			
借方	会社ノ負債ニ属スル分		円
株 金		57,150	000
拝 借 金		25,000	000
借 入 金		12,815	905
就産所棄損金		5,360	000
計 金		100,325	905
貸方	会社ノ資産ニ属スル分		円
興 業 費		40,977	274
創 業 入 費		11,999	069
営 業 費		30,585	957
(内訳省略)			
前期損益消却残		9,556	731
現 金 有 高		7,206	874
計 金		100,325	905

第五回決算報告書(自 明治三十年七月
至 明治三十年十二月)では、
「前期ニテ普通会社ノ組織ニ改メ毎半期決算
報告ヲ発スルコトニ決セリ」とある。半期制
の採用がみられた。

(その11) 諸資料目録

第一国立銀行半季実際考課状(自 第一回
至 第十一回)
第四国立銀行半季実際考課状(自 第一回
至 第十回)
安田銀行半季実際考課状(自 第二期第一回
至 同 第六回)
横浜正金銀行考課状(抄)(自 明治十三年上
至 同 十七年下附計算書)
日本勧業銀行営業報告書(自 第一期
至 第十五期)
日本興業銀行営業報告書(自 第二期
至 第六期)
第四銀行、新潟銀行業務報告書
横浜正金銀行史 資料 第四巻財務諸表
(自 明治13年
至 大正8年)
三井銀行史料 I 営業報告書
日本銀行沿革史 第一巻
銀行実際考課状綴(21行・35冊、学習院大学
図書館所蔵)
第一銀行史(上巻)
第四銀行百年史
新潟県内銀行の営業報告書(1)・(2)(第四銀行
編)

明治財政史 第十二巻, 第十三巻, 第十四巻

官版 国立銀行条例 付成規 および 改正国
立銀行条例 付成規

商法(明治23年)

Commeroial Code of Japan (官訳)

改正商法(明治32年)

The Commercial Code of Japan (trans-
lated by Dr. L. Lönholm)

銀行条例 同施行細則

改正銀行条例 同施行細則

銀行法 同施行細則

作業及鉄道会計規則

私設鉄道法

私設鉄道会計準則

軽便鉄道会計準則

帝国鉄道会計法規の沿革(鉄道省経理局編)

地方鉄道会計規程

郵便汽船三菱会社簿記法

三菱合資会社本支店会計帳簿様式

銀行簿記精法

銀行簿記例題 同解式

銀行簿記用法(山田十畝)

イギリス会社法(1948年, 1967年)

イギリス会社法概説(小町谷操三)

Accountancy (Pickles & Dun Kerley)

Guide to Company Balance Sheets & Pro-
fit and Loss Accounts (Frank H. Jones)

(マイクロフィルム, 雄松堂フィルム出版)

第1集 R19—20 食品
R27—28 全上
R29—30 全上
R45—46 絹, 綿, 毛, 麻, 紡績
R67—68 全上
R123—124 製紙, パルプ
R141—142 セメント, 窯業
R259—260 運輸(陸, 海, 空運)
R295—296 銀行, 信託

わが国財務諸表の生成に関する事例研究（補遺・完）（久野）

R299—300 全上

R355—356 保険

銀行実際考課状綴（21行・35冊）の内訳銀行
名

第九十三国立銀行，第百七銀行，第七十七

銀行，三陸銀行，田村実業銀行，安達実業銀
行，本宮銀行，郡山銀行，郡山橋本銀行，郡
山合同銀行，安田銀行，青葉銀行，五城銀行，
東北実業銀行，東北実業貯金銀行，仙台興業
銀行，宮城商業銀行，松良銀行，宮城貯蓄銀
行，郡山合同銀行，福島貯蓄銀行